

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領

制 定	平成18年11月9日付け18総食第778号	一部改正	平成25年5月21日付け25生産第543号
一部改正	平成19年3月30日付け18総食第1925号	一部改正	平成25年10月11日付け25生産第2154号
全部改正	平成20年1月31日付け19総食第949号	一部改正	平成25年10月23日付け25生産第2202号
一部改正	平成20年6月6日付け20総食第176号	全部改正	平成26年4月1日付け25生産第3578号
一部改正	平成21年3月12日付け20総食第1016号	一部改正	平成26年11月28日付け26生産第2183号
一部改正	平成21年8月14日付け21総食第498号	一部改正	平成27年4月16日付け27生産第150号
一部改正	平成22年1月12日付け21総食第881号	一部改正	平成27年9月30日付け27生産第1842号
一部改正	平成22年4月1日付け21総食第1161号	一部改正	平成28年4月1日付け27政統第933号
一部改正	平成22年12月27日付け22総食第935号	一部改正	平成28年6月23日付け28政統第489号
一部改正	平成23年4月20日付け23総食第58号	一部改正	平成29年3月29日付け28政統第1943号
一部改正	平成23年9月1日付け23生産第4287号	一部改正	平成29年11月30日付け29政統第1254号
一部改正	平成24年4月6日付け23生産第6228号	一部改正	平成30年4月1日付け29政統第1883号
一部改正	平成25年4月9日付け24生産第3369号		

農林水産省生産局長から

地方農政局長
北海道農政事務所長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
都道府県知事
関係団体の長

あて

需要に応じた米生産の推進については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成7年政令第98号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第17号）、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号。以下「遵守事項省令」という。）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第173号）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則（平成21年農林水産省令第41号）、米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針（平成27年4月16日農林水産省告示第

875号)、用途限定米穀の買取販売事業者への販売に係る承認事務取扱要領（平成27年1月30日付け26生産第2628号農林水産省生産局長通知。以下「買取販売要領」という。）、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「推進事業実施要綱」という。）及び生産調整方針認定要領（平成16年4月1日付け15総食第852号農林水産省総合食料局長通知）のほか、本要領に定めるところによる。

第1 基本的考え方

- 1 生産者や集荷業者・団体は、国が策定する主食用米の全国の需給見通しや国が提供するきめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報等を踏まえ、自主的な経営判断により、水田活用の直接支払交付金の活用による飼料用米、麦、大豆等の戦略作物（以下単に「戦略作物」という。）等の生産拡大や、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進等を図ることを通じて、需要に応じた生産・販売に取り組む。
- 2 生産者や集荷業者・団体の自主的な経営判断に基づく需要に応じた生産・販売に資するよう、都道府県農業再生協議会（推進事業実施要綱第2の1（2）に定める都道府県農業再生協議会をいう。以下同じ。）及び地域農業再生協議会（推進事業実施要綱第2の2（2）に定める地域農業再生協議会をいう。以下同じ。）は、互いに連絡を密にし、国からの情報や自らの産地の販売戦略等を踏まえ、当年産の主食用米や戦略作物等の作付方針である水田フル活用ビジョンを検討し、区域内の生産者や集荷業者・団体へ周知を図る。
- 3 都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会の運営に当たっては、その会長・事務局いかににかかわらず、構成員となっている農業者団体及び行政がそれぞれ及び相互に連携して中心的な役割を果たすものとする。
- 4 地方農政局等（北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）は、都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会に対し、必要に応じて助言を行うものとする。このため、地方農政局等が所在する道府県以外の都府県庁所在地等に駐在する地方参事官（以下この項において「地方参事官」という。）にあつては、都府県内の地域農業再生協議会等の情報を収集・整理の上、地方農政局と都道府県農業再生協議会との情報の共有化に向けた取組を推進する。

なお、都府県内の地域農業再生協議会等の情報について、地方参事官から農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）へ報告する場合は、当該情報について、地方参事官から地方農政局に情報提供を行うものとする。

第2 主食用米の全国の需給見通し

国は、主食用米の需給及び価格の安定を図るため、主食用米の全国の需給見通しを策定する。

第3 国が提供するきめ細かい情報等

1 「米に関するマンスリーレポート」の作成・公表

国は、米に関する以下の情報を取りまとめ、「米に関するマンスリーレポート」として、毎月公表する。

- (1) 各産地の主要銘柄に係る相対取引価格・数量
- (2) 全国及び産地別の民間在庫の推移
- (3) 産地別及び主要銘柄別の集荷、契約、販売状況
- (4) その他、産地及び生産者が主体的に需要に応じた生産を進める上で有益な情報

2 各県・各産地の作付動向の把握・公表

(1) 各県・各産地の作付動向の把握

地方農政局長等は、都道府県、市町村、農業者団体等の関係機関と連携し、1月から9月までの各月末時点の各都道府県及び地域農業再生協議会別の米や戦略作物等の作付計画及び作付状況や水田フル活用ビジョンの検討状況を把握し、その状況を別紙様式第1号により取りまとめ、原則として、翌月の5日までに、政策統括官に報告するとともに、必要に応じて、「米に関するマンスリーレポート」や参考資料等と併せて、適宜、都道府県農業再生協議会に情報提供する。なお、9月末時点については、農林水産統計の9月15日現在の作付面積を反映したものとする。

(2) 各県・各産地の作付動向の公表

政策統括官は、2(1)により地方農政局長等から受けた報告に基づき、原則として、各都道府県の中間的な作付動向を3月及び5月に公表するとともに、地域農業再生協議会別の中間的な作付動向を5月に公表する。また、各都道府県及び地域農業再生協議会別の作付結果等については、9月下旬を目途に公表する。

3 国による需要に応じた生産・販売に向けた情報提供

国は、2の(2)等を踏まえ、必要に応じ、各都道府県及び各産地に対し、需要に応じた生産・販売に向けた助言・情報提供等を行う。

第4 非主食用として取り扱う米穀等

1 次に掲げる米穀等（水稻に係るものに限る。）については、非主食用として取り扱うものとし、取組主体、適正流通の確保のための措置等については、別紙1から別紙4までにおいて定める。

- (1) 加工用米
- (2) 新規需要米
- (3) 備蓄米

第5 需要に応じた米の生産・販売の推進に向けた取組

需要に応じた米の生産・販売の推進に向け、都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会は、次に掲げる取組を行うこととし、その取組状況を把握するものとする。

1 都道府県段階における推進体制

都道府県農業再生協議会は、第3の国からの情報提供等を踏まえ、水田フル活用ビジョンを検討する。その際、都道府県、農協等の団体、担い手生産者団体その他の構成員の連携を図るとともに、自らの都道府県産米の販売需要動向の把握及び各産地への情報提供を実施し、各地域が主体的に自らの作付計画を判断できる体制を整備するものとする。

2 地域段階における推進体制

- (1) 地域農業再生協議会は、第3の国からの情報提供等を踏まえ、水田フル活用ビジョンを作成する。その際、市町村、農協等の生産者団体、担い手生産者その他の構成員の連携を図るとともに、農業者に対し、認定方針作成者（食糧法第5条第1項の規定に基づき、農林水産大臣の認定を受けた生産調整方針（以下「認定方針」という。）を作成した生産出荷団体等をいう。以下同じ。）等を通じ、水田フル活用ビジョン、前年産の当該農業者の作物ごとの作付面積、需要動向等に関する情報提供や、需要に応じた生産・販売が図られるよう作付に関する助言を行い、各生産者が自らの経営戦略に基づき作付計画を判断できる体制を整備するものとする。
- (2) 地域農業再生協議会は、必要に応じて、認定方針に参加せずに水稻生産・販売を行う農業者（以下「非参加農業者」という。）に対して生産調整方針への参加を促すものとする。
- (3) 地域農業再生協議会は、区域内の全ての水稻生産農業者が需要に応じた生産・販売を行う上で必要な農業者情報（水田台帳）の整備に努めるものとする。

3 作付の計画段階における取組

- (1) 農業者は、地域再生協議会等から提供された情報や水田フル活用ビジョンを踏まえ、地域農業再生協議会が別紙様式第2号を参考として定める様式により、水稻生産実施計画書を作成し、認定方針作成者等に提出する。
- (2) 認定方針作成者等は、提出された水稻生産実施計画書（認定方針作成者が農業者の場合にあつては、自らの水稻生産実施計画書）を、原則として、6月30日を期限とし、地域農業再生協議会の代表者が定める日までに、地域農業再生協議会の代表者に提出する。

4 作付段階における取組

各県・各産地の作付動向の把握に際しては、地方農政局等は、都道府県、市町村、農業者団体等及び農業共済組合等の関係機関と互いに連絡を密にし、生産者が作成した水稻生産実施計画書、経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書、水稻共済細目書異動申告票等を活用して、当年産の地域農業再生協議会ごとの水稻や戦略作物等の作付面積を把握する。

その際、水稻生産実施計画書・経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書と水稻共済細目書異動申告票の様式の一体化、主食用米及び第4に掲げる米穀等の生産状況等に係る確認の合同実施、関係機関との水稻作付面積等についての情報交換・重点地域の現地確認等により適正な把握に努める。

第6 集荷業者・団体の役割等

集荷業者・団体は、需要に応じた米の生産・販売の重要な推進主体として、国が策定する全国の需要見通し等、第3の国からの情報提供や水田フル活用ビジョンを勘案しながら、自らの販売戦略に基づき、

- 1 行政と連携して、生産者の主体的な経営判断の下での水田の利活用及び需要に応じた米の生産・販売が円滑に行われるよう取り組む
- 2 複数年、播種前等の事前契約による安定的な取引の一層の推進を図る
- 3 第4に掲げる米穀、中食・外食等で用いられる米穀等の多様な米穀の需要に的確に対応する

こととする。

附 則（平成28年4月1日付け27政統第933号）

（施行期日）

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の需要に応じた米生産の推進に関する要領の規定に基づき、平成27年度までに実施した備蓄米の取組の取扱いについては、なお従前の例

による。

附 則（平成28年 6 月23日付け28政統第489号）

この通知は、平成28年 6 月23日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日付け28政統第1943号）

（施行期日）

- 1 この通知は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成29年産備蓄米の取扱いについては、別紙 5 第 2 の「なお、原則として、取組農業者は、生産年の 6 月30日からさかのぼって 1 年間に、米穀の流通に関する法令及び本要領に違反した行為が確認されていない者であること。」の規定を適用せず、なお従前の例による。

附 則（平成29年11月30日付け29政統第1254号）

- 1 この通知は、平成29年11月30日から施行する。
- 2 この通知による改正前の需要に応じた米生産の推進に関する要領に基づき、平成29年産に実施した新規需要米のうち、酒造用、青刈り稲・わら専用稲等（飼料作物を除く。）に係る取組の実績面積については、30年産以降においても当該面積を非主食用米の実績として毎年取り扱うものとする。

また、このうち産地交付金の支援を受けた取組については、引き続き、別紙 2 の規定を準用し、取組計画の認定を受けることができるものとする。

附 則（平成30年 4 月 1 日付け29政統第1883号）

- 1 この通知は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
- 2 取組計画認定申請書等の各提出書類の提出について、この通知で定める提出期限が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもってその期限とする。
- 3 この通知の施行に伴い、当面の需給調整における米の生産調整実施者の確認等水田に係る事務の簡素化の推進について（平成16年 4 月19日付け16総食第82号農林水産省総合食料局食糧部計画課長、経営局保険課長通知）は廃止する。

別紙 1

加工用米について

第 1 取組主体

取組主体は、以下に掲げる者とする。

- 1 生産調整方針認定要領第 2 の 1 の（１）に定める米穀の生産者の組織する団体又は出荷の事業を行う者の組織する団体を構成員とする全国を活動単位とする団体（以下「全国生産出荷団体」という。）
- 2 生産調整方針認定要領第 2 の 1 の（１）に定める米穀の生産者の組織する団体又は出荷の事業を行う者の組織する団体を構成員とする都道府県を活動単位とする団体（以下「都道府県出荷団体」という。）
- 3 認定方針作成者
- 4 農業者
- 5 農業者が組織する団体で、地方農政局長等が特に認めたもの（以下「農業者団体」という。）

第 2 加工用米の範囲

1 対象米穀

加工用米とは、2 の使途に供給することを目的として生産される米穀であって、醸造用玄米（農産物規格規程（平成13年農林水産省告示第244号）第 1 の 2 に定めるものをいう。以下同じ。）を除く以下のいずれかに該当する米穀とする。

- （１）品位等検査（農産物検査法（昭和26年法律第144号）第 3 条の品位等検査をいう。以下同じ。）において、3 等以上に格付けされた米穀
- （２）共同乾燥調製貯蔵施設等において調製されたもみの場合、（１）のほか、農産物検査員（農産物検査法第17条第 2 項第 1 号に規定する者をいう。）が配置され、当該ばらもみの数量及び品種の確認並びに当該ばらもみから生産される玄米の数量及び相当等級の確認がされた米穀
- （３）品位等検査の結果 3 等以上に格付けされなかった米穀（ふるい下米等、3 等以上に格付けされないことが明らかであることから品位等検査を受検しなかったものを含む。）のうち、全国生産出荷団体、都道府県出荷団体、認定方針作成者、農業者又は農業者団体（以下「全国生産出荷団体等」という。）の申請に基づき、地方農政局長等が加工用米の安定供給を図るために必要と認めた米穀

2 使途

加工用米の具体的な用途は、米の既存の加工用途であって次に掲げるものとする。

- (1) 清酒、しょうちゅうその他米穀を原料とする酒類
- (2) 加工米飯（肉又は魚、甲殻類、軟体動物その他の水棲動物の混入割合が3%以上（仕込時）である密封包装したレトルト米飯、冷凍米飯等であって、2ヶ月以上の保存に耐えられるもの）
- (3) みそその他米穀を原料とする調味料
- (4) 米穀粉、玄米粉その他これらに類するもの
- (5) 米菓その他米穀を原料又は材料とする菓子
- (6) 玄米茶、ビタミン強化米、甘酒、アルファ化米又はアルファ化米を原料とする製品、漬物もろみ、朝食シリアル、乳児食、ライス・スターチ、いり玄米スープ、包装もち、水産練製品及び米穀粉混入製品
- (7) その他政策統括官が特に必要と認めた用途

第3 定義

- 1 加工用米需要者とは、第2の2に掲げる米加工品の製造を業とする者をいう。
- 2 加工用米需要者団体とは、加工用米需要者の組織する団体で、その直接又は間接の構成員である加工用米需要者のために米穀の購買に関する共同事業を行う団体（3の加工用米全国需要者団体を除く。）をいう。
- 3 加工用米全国需要者団体とは、加工用米需要者又は加工用米需要者団体の組織する全国を活動単位とする団体で、その直接又は間接の構成員である加工用米需要者又は加工用米需要者団体のために米穀の購入に関する共同事業を行う団体をいう。
- 4 加工用米需要者団体等とは、加工用米需要者、加工用米需要者団体及び加工用米全国需要者団体をいう。
- 5 加工用米買取販売事業者とは、買取販売要領第2に規定する買取販売事業者のうち、加工用米を加工用米需要者団体等に販売しようとする事業者をいう。

第4 管理方式等

1 管理方式

多収品種（3に定めるものをいう。以下同じ。）又は、その他の品種であって主食用米として出荷する品種と異なる品種を作付け、主食用米と明確に区分して生産並びに乾燥及び調製を実施した上で出荷し、かつ、作付けをしたほ場の全収穫量を、第6の1及び2に規定する加工用米出荷契約数量及び販売契約数量とすること（以下「区分管理方式による出荷」という。）をあらかじめ選択する場合にあっては、ほ場1枚を単位として作付け、かつ、そのほ場を特定することとす

る。

また、主食用米として出荷する品種と同一の品種について、生産段階において主食用米の生産と差異をつける場合において、当該差異の内容（多収に向けて用いる技術や生産資材等又は省力化栽培を行う場合等（生産性ないし収量が低いほ場で取り組む場合を含む。）の取組内容）を明らかにした上で、区分管理方式による出荷をあらかじめ選択するときも、ほ場1枚を単位として作付け、かつ、そのほ場を特定することとする。

- 2 区分管理方式による出荷を選択する農業者にあつては、別紙様式第3－1号の区分管理計画書を作成し、生産年の6月30日までに地方農政局長等に提出するものとする。この場合、当該計画書は、当該農業者が参加する認定方針の作成者、農業者団体及び都道府県の県庁所在地等に駐在する地方参事官（以下「地方参事官」という。）を経由して提出することができるものとする。なお、地方農政局長等は、必要に応じて当該計画書の写しを地域農業再生協議会に提供できる。

また、区分管理方式による出荷又は一括管理方式による出荷（区分管理方式による出荷以外の出荷をいう。以下同じ。）のいずれとするかを、第6の1に規定する加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表にあらかじめ記載することとする。

- 3 多収品種は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）国の委託試験等によって育成され、一般品種と比べ子実の収量が多いことが確認された別表に掲げる品種

（2）次のア及びイのいずれにも該当する品種のうち、都道府県知事の申請に基づき、地方農政局長等が特に認めるもの

ア 都道府県等の農業試験場等の試験データ等により一般品種と比べ子実の収量が多いことが確認された品種

イ 国内の流通量に照らして主要ではない品種であつて、次のいずれかに該当するもの

（ア） 当該申請を行った都道府県内において、農産物規格規程に規定する産地品種銘柄に設定されておらず、かつ、主に加工用米及び新規需要米の用途向けとして生産されている品種

（イ） 当該申請を行った都道府県内において、農産物規格規程に規定する産地品種銘柄に設定されており、かつ、概ね全量が加工用米及び新規需要米の用途向けとして生産されている品種

なお、地方農政局長等が特に認めた多収品種に係る作付け及び流通の状況、実単収の状況等が、ア又はイに定める基準に該当していない場合は、必要に応じて、当該品種に係る多収品種の認定の取消しの措置を講ずるものとする。

第5 加工用米取組計画の認定等

1 加工用米取組計画認定申請書の提出

全国生産出荷団体等は、加工用米需要者団体等からの購入計画等を基に、加工用米の生産に係る取組計画認定申請書（以下「取組計画認定申請書」という。）を作成する。

取組計画認定申請書については、次に掲げる必要書類を添付の上、別紙様式第3－2号の1により、当該加工用米の生産年の6月30日までに、全国生産出荷団体にあつては政策統括官に、都道府県出荷団体、認定方針作成者、農業者のうち自ら取組計画を作成する者及び農業者団体（以下「地域流通農業者」という。）にあつては地方農政局長等に提出する。

なお、地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。（更に、地域流通農業者の利便性に資する場合で、かつ、地域農業再生協議会に既にその体制が整備されている場合に限り、地域農業再生協議会の合意を条件に、地域農業再生協議会から地方参事官を経由することができるものとする。）。

（1）販売契約等の状況が分かる次のいずれかの書類

ア 第6の2の（1）に定める加工用米販売契約書の写し

イ 加工用米需要者団体等からの購入計画書（別紙様式第3－3号）

ウ 買取販売要領第2の規定に基づき提出した販売承認申請書（買取販売要領別記様式第1号）及び用途限定米穀の販売に関する誓約書（買取販売要領別記様式第2号）並びに買取販売要領第4の規定により通知を受けた買取販売要領承認通知書（買取販売要領別記様式第3号）の写し（遵守事項省令第4条第1項第2号ただし書の承認を受けて販売を行う場合に限る。）

エ 自ら生産又は集荷した加工用米を、自ら所有する加工施設において米加工品に加工した上で販売する地域流通農業者（以下「自家加工農業者」という。）にあつては加工用米（新規需要米）自家加工販売計画書（別紙様式第3－4号）

（2）加工用米の取扱状況（別紙様式第3－5号）

（3）加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等（別紙様式第3－6号）

（4）加工用米団体間集荷計画書（別紙様式第3－7号）

（取組計画の認定を受けようとする者が全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体の場合に限る。）

（5）加工用米の適正流通に関する誓約書（兼用途限定米穀の用途外使用承認申請書）（別紙様式第3－18号）

（6）上記のほか、加工用米需要者の施設形態、製品の日産製造能力規模及び設備の内容等、政策統括官又は地方農政局長等が特に必要と認める資料

2 取組計画の認定

政策統括官又は地方農政局長等は、1により提出があった取組計画認定申請書について、以下の認定基準に照らし、その内容を審査し、適切と判断した場合は、速やかにその認定を行い、別紙様式第3－2号の2により提出者に通知する。

- (1) 前年産による過剰米の状況や持越在庫等の諸条件を踏まえ、当該年産の加工用米生産予定数量が需要に即した供給量となっていること。
- (2) 加工用途に流通され、かつ、使用されることが確実と認められること。
- (3) 生産予定面積は、生産予定数量を別添1により設定した地域の合理的な単収で除して算出した数値であること。

ただし、区分管理方式による出荷を行う場合であって、多収品種を作付けるときは、地域農業再生協議会又は市町村と協議の上、上記の地域の合理的な単収を上回る単収であって農業試験場等において実証されたものを用いて生産予定面積を算出することができる。

- (4) 原則として、前年産の第2の2に掲げる使途の原料となった米穀（以下「加工原材料用米」という。）の使用実績において、加工原材料用米の使用数量から、加工用米、くず米、外国産米及び備蓄米を除いた米穀の数量が当該年産で加工用米に置き換わらないことが客観的に明らかであること。
- (5) 取組計画に参加する全国生産出荷団体等、加工用米需要者団体等及び仲介事業者が、本要領に基づき前年産までの報告書等を適切に提出していること。
- (6) 原則として、取組計画に参加する農業者、加工用米需要者及び仲介事業者が、生産年の6月30日からさかのぼって1年間に、米穀の流通に関する法令^(※)及び本要領の規定に違反した行為が確認されていないこと。
- (7) 前年産において、水田活用の直接支払交付金の対象作物について経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）Ⅳの第2の9に規定する「適切な生産の徹底等」を遵守していないことが確認された場合、それが別紙4の第1の1から4までのいずれにも該当しないこと。

※ 米穀の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）、農産物検査法（昭和26年法律第144号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑

法（明治40年法律第45号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）及び飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

3 認定結果報告等

地方農政局長等が、2の規定により認定を行った場合は、当該認定結果について、生産年の9月15日までに、別紙様式第3－8号の1により地域農業再生協議会の代表者に通知するとともに、別紙様式第3－8号の2により政策統括官に報告する。

また、政策統括官が、2の規定により認定を行った場合は、当該認定結果を速やかに地方農政局長等に通知するとともに、当該通知を受けた地方農政局長等は、速やかに地域農業再生協議会の代表者にこれを通知するものとする。

4 加工用米取組計画の変更等

2の規定により認定された取組計画（以下「認定取組計画」という。）について、加工用米需要者団体等における加工用米の在庫の増大による過大な経営負担の発生、倒産、休廃業等により、当該加工用米需要者団体等に販売することができない場合や当該加工用米需要者団体等が加工用米を所有することができないなど真にやむを得ない事由が生じたことにより、別の新たな加工用米需要者団体等に販売する場合は、次の区分に応じ、政策統括官又は地方農政局長等の承認を得るものとする。

ただし、用途限定米穀の用途外使用等事務取扱要領（平成22年4月19日付け22総食第61号総合食料局長通知）により、用途及び販売先の変更を承認された場合は省略することができる。

なお、主食用米の不作など需給動向等を踏まえ、政策統括官が必要と判断した場合には、別に定めるところにより、認定取組計画に係る加工用米需要者団体等の同意を得て、認定取組計画の変更又は認定の取消しを申請することができるものとする。

- （1）全国生産出荷団体等が所有する加工用米を新たな加工用米需要者団体等に販売しようとする場合

当該取組計画の認定を受けた全国生産出荷団体等は、第5の1の（1）、（3）及び（5）に掲げる必要書類を添付の上、別紙様式第3－9号の取組計画変更承認申請書を速やかに提出し、全国生産出荷団体にあつては政策統括官に、地域流通農業者にあつては地方農政局長等に、それぞれ承認を得るものとする。

- （2）加工用米需要者団体等又は全国生産出荷団体等（自家加工農業者を除く。）

と加工用米需要者団体等の取引について仲介を行う業者（以下「仲介事業者」という。）が所有する加工用米を別の新たな加工用米需要者団体等に販売しようとする場合

当該取組計画の認定を受けた加工用米需要者団体等及び仲介事業者は、当該取組計画の取組主体の確認を受け、（１）に掲げる必要書類を添付の上、別紙様式第３－１０号の販売先変更承認申請書を速やかに提出し、加工用米全国需要者団体にあつては政策統括官、加工用米需要者、加工用米需要者団体及び仲介事業者にあつては地方農政局長等の承認を得るものとする。

ただし、加工用米需要者団体又は加工用米全国需要者団体における加工用米の在庫の増大による過大な経営負担の発生、倒産、休廃業等により、加工用米を買い受けることができなくなった場合であつて、新たな販売先が認定を受けた取組計画に係る購入計画書に添付した組合員別の内訳に記載された組合員であるときは、（１）及び（２）の規定にかかわらず、（１）に掲げる必要書類を添付することを要しない。

第６ 加工用米出荷・販売契約等

１ 加工用米出荷契約数量報告

認定方針作成者及び農業者団体は、加工用米を生産する農業者との間で、別添２に定める事項を内容とする加工用米の出荷に関する契約（以下「加工用米出荷契約」という。）を生産年の６月３０日までに締結し、当該加工用米出荷契約を締結した農業者（以下「出荷契約農業者」という。）の氏名、住所、加工用米出荷契約数量及び生産予定面積等を別紙様式第３－１１号の加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表に取りまとめ、生産年の７月１０日までに、地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等に提出する。

さらに、全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体に出荷を行う者にあつては、加工用米出荷契約の締結後、全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体への出荷計画数量等を、生産年の７月３１日までに別紙様式第３－１２号により地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等に報告するものとする。

なお、地方農政局長等への提出又は報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

２ 加工用米販売契約数量報告

（１）全国生産出荷団体等（自家加工農業者を除く。）は、加工用米を加工用米需要者団体等に対して売り渡そうとする場合は、以下に掲げる事項を記載した加工用米の販売に関する契約（以下「加工用米販売契約」という。）を締結する。

なお、仲介事業者が販売（販売を委託する場合を除く。）に介在する場合は、

加工用米販売契約に当該仲介事業者を含めるものとする。

ア 他の用途への転用の禁止に関する事項

イ 作柄等の影響により加工用米生産量に増減が生じる場合の契約数量の変更に関する事項

ウ 違約金その他の契約の履行を担保する措置に関する事項

- (2) 全国生産出荷団体等（自家加工農業者を除く。）は、(1) の加工用米販売契約の締結結果を別紙様式第3－13号に取りまとめの上、加工用米販売契約の写しを添えて、生産年の翌年の2月15日までに、全国生産出荷団体については政策統括官に、地域流通農業者については地方農政局長等に提出する。なお、地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。その際、第7の2の(2)により販売契約数量を変更した場合は、変更後の数量を報告するものとする。ただし、第5の1において加工用米販売契約の写しを提出しており、販売契約数量に変更がない場合には報告を要しない。

3 加工用米の生産状況等の確認

地域農業再生協議会の代表者は、地方農政局長等と連携を図り、1の報告又は認定取組計画を基に、加工用米生産農業者から提出のあった当該年産米の水稻生産実施計画書における加工用米出荷契約数量又は加工用米販売契約数量（以下「加工用米出荷契約等数量」という。）及び生産予定面積の記載内容が適当かどうか確認する。

第7 加工用米の売渡し等

1 加工用米の品位等検査等

- (1) 加工用米生産農業者は、原則として生産年の12月15日までに品位等検査を受ける（ふるい下米等、3等以上に格付けされないことが明らかである場合を除く。）。

共同乾燥調製貯蔵施設等において調製される米穀にあつては、原則として生産年の12月15日までに品位等検査又は第2の1の(2)の確認を受けるものとし、当該確認を受けた場合にあつては、生産年の翌年の10月末日までに品位等検査を受ける。

- (2) 加工用米として流通させる米穀については、販売の際に、全国生産出荷団体等が、遵守事項省令第4条第1項第1号及び第2項に基づき加工用米である旨の表示を行う。

2 生産集出荷数量の報告

- (1) 認定方針作成者、農業者及び農業者団体は、当年産の作柄等の影響により加

工用米生産量が変動した場合には、別添3に定めるところにより、当該生産量の変動に応じて加工用米生産農業者ごとの加工用米出荷契約数量及び販売契約数量を変更する。

- (2) 認定方針作成者、農業者及び農業者団体は、(1)により加工用米出荷契約数量及び販売契約数量を変更した場合は変更後の数量を、また、変更しなかった場合は当初の数量を集出荷することとし、当該数量について、別紙様式第3-14号「加工用米生産集出荷数量一覧表」に取りまとめ、原則として生産年の12月20日までに地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等に提出する。なお、地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

地方農政局長等は、提出された加工用米生産集出荷数量一覧表について、その管轄する地域に係るものを別紙様式第3-15号に取りまとめの上、生産年の翌年の4月15日までに政策統括官に報告する。

第8 帳簿の整備及び流通状況の報告

1 全国生産出荷団体

全国生産出荷団体は、加工用米需要者団体等に対する売渡し等に関する台帳を整備するとともに、四半期ごとに別紙様式第3-16号に取りまとめ、各四半期の最終月の翌月の末日までに政策統括官に報告する。

2 都道府県出荷団体

都道府県出荷団体は、加工用米需要者団体等に対する売渡し等に関する台帳を整備するとともに、四半期ごとに別紙様式第3-16号に取りまとめ、各四半期の最終月の翌月の末日までに地方農政局長等に報告する。なお、報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

3 認定方針作成者、農業者、農業者団体、加工用米買取販売事業者、仲介事業者、加工用米需要者団体及び加工用米全国需要者団体

認定方針作成者、農業者、農業者団体、加工用米買取販売事業者、仲介事業者、加工用米需要者団体及び加工用米全国需要者団体は、加工用米の適正流通の観点から、主食用米と加工用米を区分して保管するとともに、加工用米の保管台帳、出荷に関する台帳及び売渡しに関する台帳類を整備し、四半期ごとに別紙様式第3-16号に取りまとめた上で、各四半期の最終月の翌月の末日までに、加工用米全国需要者団体については政策統括官に、認定方針作成者、農業者、仲介事業者及び加工用米需要者団体については地方農政局長等に、加工用米買取販売事業者のうち農林水産大臣から遵守事項省令第4条第1項第2号ただし書の承認を受け

た者については政策統括官に、加工用米買取販売事業者のうち地方農政局長から当該承認を受けた者については当該地方農政局長に報告する。なお、地方農政局長等への報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

4 加工用米需要者及び自家加工農業者

- (1) 加工用米需要者及び自家加工農業者は、原料米の受払台帳及び加工用米使用製品（加工用米を原料として製造された製品をいう。以下同じ。）の出荷台帳等を整備し、加工用米等の使用状況等を常時明確にしておく。
- (2) 加工用米需要者及び自家加工農業者は、加工用米の受払状況並びに加工用米使用製品の製造及び出荷の状況を別紙様式第3-17号に取りまとめ、各四半期の最終月の翌月の末日までに地方農政局長等に報告する。なお、報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

第9 横流れ防止措置等

1 適正流通に係る誓約書の提出

- (1) 加工用米需要者団体等、加工用米買取販売事業者及び仲介事業者は、加工用米の販売契約の締結又は購入計画書（別紙様式第3-3号）の作成に当たり、別紙様式第3-18号による加工用米の適正流通に関する誓約書兼用途限定米穀の用途外使用承認申請書（以下「加工用米誓約書」という。）を作成し、全国生産出荷団体等を経由して政策統括官又は地方農政局長等に提出する。

自家加工農業者は、別紙様式第3-18号による自らの加工用米誓約書を作成し、第5の1の取組計画認定申請書と併せて地方農政局長等に提出する。

なお、地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

- (2) 加工用米需要者団体等、加工用米買取販売事業者又は全国生産出荷団体等は、加工用米のとう精等を委託する場合は、委託契約を締結するに当たり、委託とう精業者等から別紙様式第3-19号による加工用米誓約書の提出を受け、(1)の加工用米誓約書とともに政策統括官又は地方農政局長等に提出する。この場合、地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

その際、加工用米の委託とう精業者等は、加工用米の受払台帳等を整備し、加工用米の使用状況を常時明確にしておくものとする。

なお、加工用米需要者団体等及び加工用米買取販売事業者にあつては、全国生産出荷団体等を通じて提出するものとする。

2 適正流通に係る指導等

政策統括官及び地方農政局長等は、取組計画の認定の際、全国生産出荷団体等、加工用米需要者団体等、加工用米買取販売事業者、仲介事業者及び委託とう精業者等（以下「加工用米関係者」という。）に対し、本要領の規定及び取組計画に基づく取組を行うとともに、当該米穀が遵守事項省令に基づく用途限定米穀として適正に流通される米穀であることについて、周知・指導を行う。

また、米穀の流通に関する法令又は本要領の規定に違反する行為が行われるおそれがある場合若しくは行われた場合は、政策統括官及び地方農政局長等は、加工用米関係者から必要な報告を求め、また、その報告結果等に基づき、加工用米関係者に対して必要な指導を行うことができるものとする。

別表

品種名	いわいだわら、えみゆたか、オオナリ、きたあおば、きたげんき、北瑞穂、 クサノホシ、クサホナミ、タカナリ、たちじょうぶ、ふくのこ、ふく ひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸193号、ホシアオバ、まき みずほ、ミズホチカラ、みなちから、みなゆたか、モグモグあおば、 もちだわら、モミロマン、夢あおば、ゆめさかり
-----	---

別添 1

加工用米の生産予定面積の算出に用いる地域の合理的な単収

本要領別紙 1 の第 5 の 2 の (3) の地域の合理的な単収は以下により設定するものとする。

1 市町村又は地域農業再生協議会別の単収

(1) 都道府県協議会の長は、各市町村又は地域農業再生協議会別の客観的な水稻作付面積等を用いて、大臣官房統計部が公表する前年産の都道府県又は地帯別 10a 当たりの 1.70mm 基準ベース平年収量に整合した市町村又は地域農業再生協議会別の単収を設定し、原則として地域農業再生協議会の長に通知する。

(2) なお、都道府県協議会の長は、前年産において各市町村又は地域農業再生協議会別の単収を設定している場合は、当該前年産の単収を用いることができることとする。

ただし、この場合において、前年産の単収を設定した後に大臣官房統計部が公表する都道府県別又は地帯別 10a 当たりの 1.70mm 基準ベース平年収量に変更があった場合は、これを反映するものとする。

2 農業者別の単収

(1) 地域農業再生協議会の長は、地域農業再生協議会が把握した地域又は農業者別の客観的な水稻作付面積等を用いて、必要に応じて 1 で通知された単収に整合した農業者別の単収を設定し、農業者に通知する。

(2) なお、地域農業再生協議会の長は、前年産において農業者別の単収を設定している場合は、当該前年産の単収を加工用米の生産予定面積の算出に用いることができることとする。

ただし、この場合において、前年産の単収を設定した後に大臣官房統計部が公表する都道府県別又は地帯別 10a 当たりの 1.70mm 基準ベース平年収量に変更があった場合は、これを反映するものとする。

3 地方農政局等への協議

都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会の長は、1 及び 2 の単収を設定又は変更する場合は、その算定方法及び算定に用いる客観的な面積について、地方農政局等と個別に協議するものとする。

加工用米出荷契約において定める事項について

1 出荷契約数量及び生産予定面積に関する事項

本要領第 5 の 3 に定める水稻生産実施計画書に記載される出荷契約数量及び生産予定面積とする。

なお、生産予定面積は、本要領別紙 1 の第 5 の 2 の（3）により算出する。

2 品位に関する事項

品位等検査の 3 等以上で契約当事者間で決定した品位とする。

なお、気象等の影響により、契約当事者間で決定した品位が確保されない場合又はふるい下米等、3 等以上に格付けされないことが明らかであることから品位等検査を受検しなかった場合にあっては、加工用米需要者と流通について合意した後、地方農政局長等の承認を得て加工用米として流通できる旨を記載する。

3 売渡し等に関する事項

（1）認定方針作成者は、加工用米生産農業者から売渡しの委託を受けた加工用米について、全国生産出荷団体等への再委託等ができる旨を記載する。

（2）加工用米生産農業者からの加工用米の出荷期限について記載する。

4 出荷契約数量の変更に関する事項

当年産の作柄等により加工用米出荷契約数量に変更が生ずる場合における、変更後の契約数量に基づき出荷される加工用米の取扱いについて記載する。

5 違約に関する事項

加工用米出荷契約数量を確実に加工用米として出荷する旨記載すること、加工用米出荷契約に反した場合の違約金の支払い等の措置を記載する。

別添 3

加工用米出荷契約数量及び販売契約数量の変更

本要領別紙 1 の第 7 の 2 の (1) の変更は、次により行うものとする。この際、農業者は、あらかじめ、次の 1 又は 2 のいずれかを選択するものとする。

1 区分管理方式による出荷においては、当該ほ場からの全収穫量を変更後の加工用米出荷契約数量及び販売契約数量とする。

2 一括管理方式による出荷においては、以下のいずれかの方法により、出荷必要数量を算出し、これを加工用米出荷契約数量及び販売契約数量の変更後の数量とすることができる。

ただし、(2) 及び (3) の変更にあたっては、認定方針作成者、農業者又は農業者団体が別紙様式第 3－14号「加工用米生産集出荷数量一覧表」に準じた書類を作成し、あらかじめ地方農政局長等と協議するものとする。

(1) 作柄変動が生じた場合の変更

出荷契約数量及び販売契約数量の変更を行おうとする時点における当該地域の農林水産統計の作柄表示地帯の単収を用いて、以下の計算式に基づき算出した数量と、当初の出荷契約数量及び販売契約数量との間の任意の数量とする。

出荷（販売）契約数量×作柄表示地帯の単収／作柄表示地帯の単年単収

ただし、作柄表示地帯の単収が公表されていない場合は都道府県の単収を用いることとする。

(2) 加工用米生産農業者の主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合の変更

出荷（販売）契約数量×当該農業者の実単収／当該農業者の当初の単収

(注 1) 当該農業者の実単収＝当該農業者の全収穫量／全作付面積

(注 2) 当該農業者の当初の単収は、別添 1 により当該農業者が地域農業再生協議会から通知を受けた単収

(3) 自然災害等により減収した場合の変更

出荷（販売）契約数量－加工用米生産予定面積／全ての水稻作付面積×減収量

(注) 減収量は、農作物共済の損害高等により、客観的にその減収量が確認された数量であること。

3 変更後の加工用米出荷契約数量及び販売契約数量は、30kg換算個単位に調整することができることとし、その際に生ずる端数については、切り上げ又は切り捨てにより整理する。ただし、切り捨てにより当該農業者の出荷数量が零となる場合は、切り上げによる端数の整理のみ選択できることとする。

別紙 2

新規需要米について

第 1 取組主体

取組主体は、次に掲げる者とする。

- 1 全国生産出荷団体（生産調整方針認定要領第 2 の 1 の（1）に定める米穀の生産者の組織する団体又は出荷の事業を行う者の組織する団体を構成員とする全国を活動単位とする団体をいう。以下同じ。）
- 2 都道府県出荷団体（生産調整方針認定要領第 2 の 1 の（1）に定める米穀の生産者の組織する団体又は出荷の事業を行う者の組織する団体を構成員とする都道府県を活動単位とする団体をいう。以下同じ。）
- 3 認定方針作成者
- 4 農業者
- 5 農業者が組織する団体で、地方農政局長等が特に認めたもの（以下「農業者団体」という。）

第 2 新規需要米の用途

新規需要米とは、次に掲げる米穀又は稲をいい、本要領第 4 の 1 の加工用米、本要領第 4 の 3 の備蓄米及び醸造用玄米（農産物規格規程（平成13年農林水産省告示第244号）第 1 の 2 に定めるものをいう。以下同じ。）を除くものとする。

- 1 飼料用
- 2 米粉用（米以外の穀物代替となるパン・麺等の用途）
- 3 稲発酵粗飼料用稲（以下「W C S 用稲」という。）
- 4 青刈り稲・わら専用稲（飼料作物として用いられるものに限る。）
- 5 新市場開拓用（1、2 を除く、内外の米の新市場の開拓を図ると判断される用途に供される米穀。）

第 3 管理方式等

本要領別紙 1 の第 4 に準じるものとする。ただし、同 2 に定める区分管理計画書については、農業者が新規需要米として子実を出荷しない場合には提出を要しない。

第 4 取組計画の作成、提出及び認定

- 1 第 1 に掲げる者（以下「農業者等」という。）は、別紙様式第 4 - 1 号の新規需要米取組計画書（以下「取組計画」という。）を作成し、以下の書類を添付の上、生産年の 6 月 30 日までに、全国生産出荷団体にあっては政策統括官に、都道府県出荷団体、認定方針作成者、農業者のうち自ら取組計画を作成する者及び農

業者団体（以下「地域流通農業者」という。）にあっては地方農政局長等に提出し、認定を受ける。

また、認定方針作成者及び農業者団体にあっては、新規需要米を生産する農業者との間で、別添 1 に定める事項を内容とする新規需要米の出荷に関する契約（以下「新規需要米出荷契約」という。）を生産年の 6 月 30 日までに締結し、当該新規需要米出荷契約を締結した農業者（以下「出荷契約農業者」という。）の氏名、住所、新規需要米出荷契約数量及び生産予定面積を別紙様式第 4－2 号の新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表に取りまとめ、生産年の 7 月 10 日までに、地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等に提出する。

さらに、全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体に出荷を行う者にあっては、新規需要米出荷契約の締結後、全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体への出荷数量等を、生産年の 7 月 31 日までに別紙様式第 4－3 号により地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等に報告する。

ただし、（3）にあっては、当該需要者が所在する地域を管轄する地方農政局長等に直接提出することができる。

なお、地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。（更に、地域流通農業者の利便性に資する場合で、かつ、地域農業再生協議会に既にその体制が整備されている場合に限り、地域農業再生協議会の合意を条件に、地域農業再生協議会から地方参事官を経由することができるものとする。）。

（1）販売契約等の状況が分かる次のいずれかの書類

ア 新規需要米の需要者（輸出代行業者が輸出を仲介する場合にあっては、当該輸出代行業者。以下「需要者等」という。）との間で別紙様式第 4－4 号により締結した新規需要米の販売等に関する契約（以下「販売契約書」という。）の写し（農業者等と需要者等の取引について、仲介事業者が販売（販売を委託する場合を除く。）に介在する場合にあっては、当該仲介事業者も含めた販売契約書の写し。）

イ 買取販売要領第 2 の規定に基づき提出した販売承認申請書（買取販売要領別記様式第 1 号）及び用途限定米穀の販売に関する誓約書（買取販売要領別記様式第 2 号）並びに買取販売要領第 4 の規定により通知を受けた承認通知書（買取販売要領別記様式第 3 号）の写し（遵守事項省令第 4 条第 1 項第 2 号ただし書の承認を受けて販売を行う場合に限る。）

ウ 自ら生産又は集荷した新規需要米を、自ら利用又は販売する地域流通農業者（以下「自家利用農業者」という。）にあっては加工用米（新規需要米）自家加工販売計画書（別紙様式第 3－4 号）

エ 農業者等が取組計画の申請時までに需要者等との販売契約書を締結できな

いは、①その理由、②予定需要者名及び住所、③販売予定期間を記載した様式参考例に定める販売計画書及び自らの誓約書（販売契約を締結した場合は、速やかに政策統括官又は地方農政局長に提出すること。）

- (2) 別紙様式第4-5号の1により農業者等が作成した適正出荷に関する誓約書及び別紙様式第4-5号の2により需要者等が作成した適正流通に関する誓約書（以下「新規需要米誓約書」という。）

なお、農業者等は、需要者等と新規需要米のとう精等に係る委託契約を締結する場合は、委託先のとう精業者等から別紙様式第4-6号による新規需要米誓約書の提出を受け、取組計画に添付するものとする。

その際、委託とう精業者等は、新規需要米の受払台帳等を整備し、新規需要米の使用状況を明確にしておくものとする。

- (3) 別紙様式第4-7号により生産した新規需要米を自ら使用する農業者等及び需要者等が作成した、米粉用米の使用実績等整理票（第2の2の用途の米穀を使用する場合に限る。）

- (4) 新規需要米団体間集荷計画書（別紙様式第4-8号）

（取組計画の認定を受けようとする者が全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体の場合に限る。）

- 2 政策統括官又は地方農政局長等は、第4の1により提出があった取組計画について、以下の確認基準に照らし、その内容を審査した上で、適切と判断した場合は速やかに取組計画の認定を行い、その結果を別紙様式第4-9号により速やかに提出者に通知する。

- (1) 当該生産予定数量及び生産予定面積が需要に即したものであること。

なお、生産予定面積は、本要領別紙1の第5の2の(3)により算出する。

- (2) 第2の2の用途の米穀を生産する場合にあつては、取組計画における当該米穀の生産予定数量が、需要者等の使用実績等から見て、妥当と考えられること。

- (3) 計画された当該用途に確実に流通され、かつ、使用されることが確実に認められること。

- (4) 当該取組が主食用米の需給に影響を及ぼさないものであること。

- (5) 取組計画に参加する農業者等、需要者等及び仲介事業者が、本要領に基づき前年産までの報告書等を適切に提出していること。

- (6) 原則として、取組計画に参加する農業者、需要者等及び仲介事業者が、生産年の6月30日からさかのぼって1年間に、米穀の流通に関する法令及び本要領に違反した行為が確認されていないこと。

- (7) 前年産において、水田活用の直接支払交付金の対象作物について実施要綱Ⅳの第2の9に規定する「適切な生産の徹底等」を遵守していないことが確認さ

れた場合、それが別紙４の第１の１から４までのいずれにも該当しないこと。

- ３ 地方農政局長等が、２の規定により認定を行った場合は、当該認定結果を取りまとめ、生産年の９月１５日までに、別紙様式第４－１０号により該当する地域農業再生協議会の代表者に通知するとともに、別紙様式第４－１１号により政策統括官に報告する。

また、政策統括官が、２の規定により認定を行った場合は、当該認定結果を速やかに地方農政局長等に通知するとともに、当該通知を受けた地方農政局長等にあつては、速やかに地域農業再生協議会の代表者にこれを通知する。

- ４ 取組計画の認定後、需要者等における新規需要米の在庫の増大による過大な経営負担の発生、倒産、休廃業等により、当該需要者等に販売することができない場合や当該需要者等が新規需要米を所有することができないなど真にやむを得ない事由が生じたことにより、新たな需要者等に販売する場合の取組計画の変更手続及び主食用米の不作など需給動向等を踏まえて政策統括官が必要と判断した場合の認定取組計画の変更又は認定の取消しの申請については、別紙１の第５の４に準じて行うものとする。

なお、第２の５の用途のうち輸出に供する米穀については、緊急を要する場合や事前に販売契約の状況が分かる書類の提出が困難な場合等、事前の承認が得られないときは、事後の承認を得るものとする。

- ５ 取組計画の認定を受けた農業者等は、第５の３（１）により販売契約数量の変更があつた場合には、第２の３及び４の用途を除き、変更後の販売契約数量を別紙様式第４－１２号に取りまとめ、原則として生産年の翌年の２月１５日までに全国生産出荷団体にあつては政策統括官に、地域流通農業者にあつては地方農政局長等に報告する。

なお、地方農政局長等への報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

第５ 適正流通等に係る措置等

１ 適正流通に係る措置

- （１）農業者等は、新規需要米が主食用として流通することのないよう、主食用米と明確に区分して管理するとともに、主食用米等から低品位の米穀を寄せ集めて新規需要米として出荷しない。
- （２）農業者等及び需要者等は、新規需要米及びこれらの加工品の販売状況、使用状況及び取引数量に関する帳簿等を備え付ける。

- (3) 農業者等及び需要者等は、新規需要米の販売契約書において、取組計画に記載した用途以外に使用又は売却した場合の違約金条項を規定する。
- (4) 地域農業再生協議会の長は、必要に応じ、WCS用稲の栽培マニュアル等を作成し、WCS用稲に取り組む農業者に適切な肥培管理等を指導する。

2 適正流通に係る指導

政策統括官及び地方農政局長等は、取組計画の認定の際、農業者等、需要者等、仲介事業者、新規需要米買取販売事業者（買取販売要領第2に規定する買取販売事業者のうち、新規需要米を需要者等に販売しようとする事業者をいう。以下同じ。）及び委託とう精業者等（以下「新規需要米関係者」という。）に対し、当該米穀が遵守事項省令に基づく用途限定米穀として適正に流通される米穀であることについて、周知・指導を行う。

また、米穀の流通に関する法令又は本要領の規定に違反する行為が行われるおそれがある場合若しくは行われた場合は、政策統括官及び地方農政局長等は、新規需要米関係者から必要な報告を求め、また、その報告結果等に基づき、新規需要米関係者に対して必要な指導を行うことができるものとする。

3 取組実績の報告

(1) 生産集出荷数量報告

ア 認定方針作成者、農業者及び農業者団体は、当年産の作柄等の影響により新規需要米生産量の変動した場合には、別紙1の別添3に準じ、当該生産量の変動に応じて新規需要米出荷契約数量又は販売契約数量を変更する。

イ 認定方針作成者、農業者又は農業者団体は、アにより新規需要米出荷契約数量及び販売契約数量を変更した場合は変更後の数量を、また、変更しなかった場合は当初の数量を集出荷することとし、当該数量について台帳を整備するとともに、別紙様式第4-13号「新規需要米生産集出荷数量一覧表」に取りまとめ、原則として生産年の12月20日までに地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等に提出する。なお、地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

地方農政局長等は、提出された新規需要米生産集出荷数量一覧表について、その管轄する地域のものを別紙様式第4-14号に取りまとめ、生産年の翌年の4月15日までに政策統括官に報告する。

(2) 売渡実績数量報告

農業者等、新規需要米買取販売事業者、仲介事業者及び需要者の組織する団体であって、その構成員のために米穀の共同購入事業を行う者は、売り渡した新規需要米（第2の3及び4の用途を除く。）の数量について台帳を整備する

とともに、四半期ごとに別紙様式第4-15号に取りまとめ、各四半期の最終月の翌月の末日までに、農業者等のうち全国生産出荷団体にあっては政策統括官に、地域流通農業者にあっては地方農政局長等に、新規需要米買取販売事業者のうち、農林水産大臣から遵守事項省令第4条第1項第2号ただし書の承認を受けた者にあっては政策統括官に、新規需要米買取販売事業者のうち、地方農政局長から当該承認を受けた者にあっては当該地方農政局長に報告する。なお、地方農政局長等への報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

(3) 受払状況報告

自家利用農業者及び需要者等（需要者の組織する団体を除く。）は、新規需要米の受払状況及び新規需要米使用製品（新規需要米を原料として製造された製品をいう。）を製造している場合はその製造及び出荷の状況が常時分かる帳簿等を備え付けるとともに、その状況を別紙様式第4-16号に取りまとめ、各四半期の最終月の翌月の末日までに所在地を管轄する地方農政局長等に報告（第2の3及び4の用途を除く。）する。なお、報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

別添 1

新規需要米出荷契約において定める事項について

1 出荷契約数量及び生産予定面積に関する事項

本要領第5の3に定める水稻生産実施計画書に記載される出荷契約数量及び生産予定面積とする。

なお、生産予定面積は、本要領別紙1の第5の2の(3)により算出する。

2 品位に関する事項

原則として、品位等検査の結果が、飼料用米にあつては飼料用もみ又は飼料用玄米の合格以上、米粉用米にあつては水稻うるち玄米若しくは水稻もち玄米の3等以上、又は水稻うるちもみ若しくは水稻もちもみの合格以上であつて契約当事者間で決定した品位（ただし、米粉用米については、地方農政局長等が特に認めた場合に限り、品位等検査の結果が水稻うるち玄米若しくは水稻もち玄米の規格外以上、又は水稻うるちもみ若しくは水稻もちもみの規格外以上とすることができ。以下「適合品位」という。）とする。

なお、気象等の影響により、適合品位が確保されない場合又はふるい下米等、3等若しくは合格以上に格付けされないことが明らかなものであることから品位等検査を受検しなかった場合にあつては、新規需要米需要者と流通について合意して流通できる旨を記載する。

3 売渡し等に関する事項

(1) 認定方針作成者は、新規需要米生産農業者から売渡しの委託を受けた新規需要米について、全国生産出荷団体等への再委託等ができる旨を記載する。

(2) 新規需要米生産農業者からの新規需要米の出荷期限について記載する。

4 出荷契約数量の変更に関する事項

当年産の作柄等により新規需要米出荷契約数量に変更が生ずる場合における、変更後の契約数量に基づき出荷される新規需要米の取扱いについて記載する。

5 違約に関する事項

新規需要米出荷契約数量を確実に新規需要米として出荷する旨及び新規需要米出荷契約に反した場合の違約金の支払い等の措置を記載する。

6 適正流通に関する事項

- (1) 定められた用途以外の用途として流通することがないよう、明確に区分し、出荷すること。
- (2) 子実を収穫しない稲発酵粗飼料（WCS）、青刈り稲及びわら専用稲に取り組む場合、圃場を特定して作付け、その全量を定められた用途として収穫し、子実は収穫しないこと。
また、収穫した後は適切な管理を行うとともに、その全量を確実に需要者に供給すること。
- (3) 飼料用又は米粉用以外の用途の米からふるい下等の低品位の米穀を寄せ集め、飼料用又は米粉用米として出荷しないこと。
- (4) 他のは場から生産された米を混ぜて飼料用米・米粉用米として出荷しないこと。

別紙 3

備蓄米について

第1 定義

備蓄米とは、食糧法第29条に基づき、政府が買い入れた米穀をいう。

第2 取組主体

取組主体は、国と備蓄米の買入契約を締結した売渡資格者（以下「売渡人」という。）とする。

第3 取組農業者

- 1 原則として、取組農業者は、生産年の6月30日からさかのぼって1年間に、米穀の流通に関する法令及び本要領に違反した行為が確認されていない者であること。
- 2 前年産において、水田活用の直接支払交付金の対象作物について捨て作りが確認された場合、それが別紙4の第1の1から4までのいずれにも該当しないこと。

第4 備蓄米の対象となる米穀

第3の取組農業者が、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「経営安定対策要綱」という。）別紙1の2に定める水田において生産した米穀であって、政策統括官が別に定める備蓄米に係る入札仕様書に規定する買入対象米穀の仕様に該当する米穀に限る。

第5 作付の態様

主食用米と一括して作付けを行うこととし、ほ場1枚を単位として作付けること及びそのほ場を特定することは要しないこととする。

第6 取組農業者の生産予定数量、面積の報告等

- 1 売渡人は、落札に係る米穀の生産を予定している取組農業者（以下「予定取組農業者」という。）及び生産予定数量について、生産地域の合理的な単収を踏まえ、速やかに、予定取組農業者別の生産予定数量に見合うほ場面積（生産予定面積）を算定する。
- 2 予定取組農業者は、本要領第5の3に定める水稻生産実施計画書（以下単に「水

稲生産実施計画書」という。)の写しを売渡人に提出する。

- 3 売渡人は、予定取組農業者から提出された水稻生産実施計画書を6月30日までに取りまとめ、当該水稻生産実施計画書を提出した予定取組農業者（以下「備蓄米出荷予定農業者」という。）の氏名、住所、備蓄米出荷予定数量及び生産予定面積を別紙様式第5－1号の農業者別引渡予定数量報告書に取りまとめ、生産年の7月10日までに地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等に提出する。

なお、地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

- 4 地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等は、2及び3で報告を行った取組農業者について、第3に規定する取組農業者の要件及び第4に規定する備蓄米の対象要件を充たしていることを確認する。

第7 引渡数量

- 1 引渡数量及び予定取組農業者の変更、報告

売渡人は、第6の3により報告を行った予定取組農業者に変更があった場合及び当年産の作柄等の影響により備蓄米生産量の変動した場合には、当該生産量の変動に応じて生産予定数量を変更し、別紙様式第5－2号の農業者別引渡数量報告書に取りまとめ、国に備蓄米を引き渡すまでに地方農政局長等を経由して、政策統括官に報告する。なお、地方農政局長等への報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

作柄の変動による引渡数量の変更は、別紙1の別添3に準じて行うものとする。

- 2 取組農業者は、1で確定した農業者別引渡数量の米穀を売渡人に引き渡すものとし、売渡人は当該米穀を備蓄米の買入契約書（売渡人が国と締結する備蓄米に係る契約書をいう。以下同じ。）に規定する引渡期限内に国に引き渡すものとする。

第8 横流れ防止措置等

政策統括官及び地方農政局長等は、買入契約手続の際、売渡希望人に対し、当該買入契約に基づき集荷した米穀が、遵守事項省令に基づく用途限定米穀であることについて、周知及び指導を行う。

また、当該買入契約に係る米穀について、米穀の流通に関する法令又は本要領の規定に違反する行為が行われるおそれがある場合若しくは行われた場合は、政策統括官及び地方農政局長等は、売渡人から必要な報告を求め、また、その報告結果等

に基づき、売渡人に対して必要な指導を行うことができるものとする。

別紙 4

加工用米等の不適正な流通に対する措置等について

第1 不適正な流通等の判断等

政策統括官又は地方農政局長等は、別紙1の第9の2の加工用米関係者、別紙2の第5の2の新規需要米関係者並びに別紙3の第2の売渡人（以下「加工用米等関係者」という。）が、本要領第4に定める加工用米、新規需要米及び備蓄米（以下「加工用米等」という。）について、別紙1から別紙3までに掲げるそれぞれの加工用米等の出荷・販売・買入に係る規定に従った流通若しくは引渡しを行っていない場合、又は米穀の流通、使用等に関し、米穀の流通に関する法令の規定に違反する行為をした場合であって、それが以下のいずれかに該当する場合には、第2による措置を講ずる。なお、当該措置の対象となった加工用米等関係者に加工用米等の出荷・販売・買入に関する手続の委任を行った加工用米等関係者が存する場合は、当該委任を行った加工用米等関係者に第2による措置を講ずることができる。

- 1 常習性があると判断される場合
- 2 故意又は重過失であると判断される場合
- 3 違反した者が改善策を講じる意思がないと判断される場合
- 4 その他悪質と判断される場合

第2 不適正な流通等があった場合の措置

第1により措置の対象となった加工用米等関係者（以下「措置対象者」という。）が、全国生産出荷団体又は全国需要者団体にあつては政策統括官、それ以外の者にあつては地方農政局長等が以下の措置を講ずる。

なお、その他生産調整方針の認定の取消し、経営所得安定対策等（経営安定対策要綱Ⅰに定める経営所得安定対策等をいう。）に係る交付金の返還、政府所有米穀の買受資格の停止又は取消し、国内産米穀の買入に係る一般競争契約参加資格の停止及び国内産米穀の買入契約に基づく契約解除又は違約に係る措置については、それぞれの法令、通知又は契約に基づいて必要な措置等が講じられることとなる。

- 1 措置対象者が、加工用米及び新規需要米の取組主体（取組主体以外の場合にあつては、当該取組主体と出荷契約を締結している都道府県出荷団体、認定方針作成者又は農業者を含む。）の場合は、
 - （1）加工用米及び新規需要米の当該事案に係る取組計画のうち、不適正な流通等が行われたものについて認定を取り消す
 - （2）当該措置対象者の未出荷分（自ら加工又は使用する場合は未使用分）について、取組計画に基づいた適正な流通を指導することとする。

- 2 措置対象者が備蓄米の取組農業者又は売渡人の場合は、当該措置対象者の未出荷分について、買入契約又は出荷契約に基づいた適正な流通を指導する。
- 3 措置対象者が1及び2以外の場合は、
 - (1) 当該事案に係る取組計画のほか、当該措置対象者に係る加工用米及び新規需要米の全ての取組計画（当該措置対象者が所有している又は既に適正に使用したものを除く。）について取り消す
 - (2) 当該措置対象者が所有する加工用米及び新規需要米について、取組計画に基づき使用等を行うよう指導することとする。
- 4 当該事案に係る1、2又は3の措置が講じられた最初の日から、当該日から1年を超えない範囲で定める日までの間、当該措置対象者について、
 - (1) 加工用米及び新規需要米の契約当事者となっている、又は使用等を行うこととなっている取組計画を認めない
 - (2) 売渡人との間で備蓄米に係る出荷契約の締結を行っている新たな取組を認めないこととする。
- 5 当該措置対象者の名称及び違反事実を公表する。ただし、当該事案に関し、他の法令等に基づき名称及び違反事実が既に公表されている場合は、この限りでない。

農林水産省政策統括官
都道府県農業再生協議会の代表者 殿

地方農政局長

平成 年産米等の作付計画等の報告(平成 年 月末時点)

1 都道府県の生産動向(見込み) 県支局

(1) 水稻の用途別作付予定面積 単位:ha

	全水稻	加工用米	新規需要米(※1)							備蓄米	主食用米 ⑤=
	①	②	③	米粉用米	飼料用米	WCS	飼料作物	新市場開拓用	(その他)	④	①-②-③-④
前年産A (ha)											
当年産B (ha)											
差 (B-A) (ha)											

(注)9月末時点の報告に当たっては、全水稻及び主食用米は統計公表の9月15日現在の作付面積及び9月末現在の加工用米等の認定実績と、また加工用米及び新規需要米は認定面積と一致すること。
※ 新規需要米の「(その他)」は、平成29年産に実施した新規需要米のうち、酒造用、青刈り稲・わら専用稲等(飼料作物除く)の面積を記入する。

(2) 水稻の用途別生産予定数量 単位:トン
(加工用米、新規需要米及び備蓄米は作付予定面積に各地域で設定した単収を、主食用米は各都道府県の平年収量を乗じて算出)

	全水稻 (※1)	加工用米 (※2)	新規需要米(※2)							備蓄米 (※2)	主食用米 (※3)⑤
	①	②	③	米粉用米	飼料用米	WCS(※1)	飼料作物	新市場開拓用	(その他)	④	
前年産A (トン)											
当年産B (トン)											
差 (B-A) (トン)											

※1 前年産全水稻は作付面積に当該県の前年産平年単収を乗じて算出すること。(そのため、WCSを玄米換算した数量が含まれる。)
※2 前年産の加工用米、新規需要米及び備蓄米については認定(契約)数量を記入すること。(公表値)
※3 前年産主食用米生産量は実績値を記入すること。そのため、面積で深掘っていても数量で過剰となっている場合がある。
※4 当年産は、地域別の推計面積に地域別の当年産基準単収を乗じて算出したものを合計して記入すること。

(3) 戦略作物等の作付予定面積 単位:ha

	戦略作物等											
	麦		大豆		飼料作物 (新規需要米除く)		そば		なたね		計	
	⑧		⑨		⑩		⑪		⑫		⑧+⑨+⑩+⑪+⑫	
	基幹	二毛作	基幹	二毛作	基幹	二毛作	基幹	二毛作	基幹	二毛作	基幹	二毛作
前年産A (ha)												
当年産B (ha)												
差 (B-A) (ha)												

2 関係機関の動きを踏まえた品目・用途毎の作付動向

(主食用米)

(飼料用米)

(その他の新規需要米)

(加工用米)

(備蓄米)

(戦略作物等)

(その他特記事項)

※必要に応じ報告事項を追加することができるものとする。

3 地域別の当年産の生産動向

[illegible]

(注1) ①及び⑤については、営農計画書等の積上げ等による推計値であるため、9月末時点の報告は計が1及び統計公表の都道府県別の値と異なる場合がある。

(注2) 営農計画書の提出がされていない等の理由で面積が把握できない3月末時点の報告までは、「増加」、「前年並み」、「減少」の表記で報告することができる。

別紙様式第2号(様式第2号)

〇〇農政局長 殿(北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長)※地域農業再生協議会長經由

平成 年産における農地の利用計画を申請します。

(平成 年産における経営所得安定対策等の交付金に係る対象作物の作付面積等を申告します。)

作成者	氏名又は法人、組織名	フリガナ		法人、組織の代表者氏名	フリガナ	
			印			
住所	(〒 -)			電話		
				FAX		
				経営形態	☐ 個人 ☐ 集落営農 (構成員 人) ☐ 法人	

31年から始まる収入保険の加入意向 (意向によって「○」を記入)														
加入したいと 考えている。										加入は考えていない・ 未定				
交付申請者管理コード										共済加入者コード				
「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード										A				

[illegible]

(注1) 一つのほ場で二毛作を行う場合には、ほ場欄を二段書きすることとし、「作期」欄において、主食用水稻(一般米、醸造用玄米、種子生産ほ場)又は基幹作として作付した作物は「1」、二毛作として作付した作物は「2」と表記することで区別する。

(注2)「交付対象農地区分」欄は、交付対象水田は「1」、交付対象外水田は「2」、畑地は「3」と表記することで区別する。なお、産地交付金の追加配分の対象となる畑地化に取り組む場合は、取組年度においては「1」を、取組の翌年度以降は「2」又は「3」を記入する。

(注3)「作物名」欄には、主食用水稻（一般米、醸造用玄米又は種子用米生産ほ場）、麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、麦芽原料用麦（ビール用麦等）又は種子用麦）、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ（専用品種、その他）、なたね（食用植物油脂用、その他）、そば（普通そば又は種子用そば）、大豆（普通大豆、黒大豆又は種子用大豆）、飼料作物、米粉用米、飼料用米（生もみを直接利用する取組は「飼料用米・生もみ」）、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米又は野菜等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態（調整水田、自己保全管理、土地改良年施行等）をすべてのほ場について記入する。

(注4)「多収品種」欄には、区分管理で米粉用米、飼料用米の作付に取組む場合において、多収品種を用いる場合は「1」、それ以外の場合は「2」と表記することで区別する。また、「1」の場合は「作物名」欄に品種名も記入する。

(注5) 農地中間管理機構から農地を借り受けている等の場合は、農地中間管理機構の名称を表記する。

(注6) 再生利用交付金の対象となっていたほ場には、交付の開始年度を記入する。

(注7) 転換畑該当は転畑〇年〇月、植栽造成は植栽〇年〇月、新規開田は新田〇年〇月等、必要に応じて記載する。

(注8) 30年産以降、産地交付金の対象となる「畑地化」について、転換年度を記入する。

水稻生産実施計画書 兼 営農計画書

年産	申請年月日	平成 年 月 日
----	-------	----------

水稻単収	kg/10a
------	--------

用 途		農業者記入欄		担当者記入欄(確定値を記入)			
		出荷・販売契約数量	生産予定面積	出荷・販売契約数量	生産予定面積	作況調整後の出荷・販売契約数量	
	主食用米	kg	a m	kg	a m	kg	
※新規需要米①	WCS用稲	kg	a m	kg	a m	kg	
	米粉用米	kg	a m	kg	a m	kg	
	飼料用米(生もみ除く)	kg	a m	kg	a m	kg	
	飼料用米(生もみ)	kg	a m	kg	a m	kg	
	青刈り稲		a m		a m		
	新市場開拓用米	kg	a m	kg	a m	kg	
	※加工用米②	kg	a m	kg	a m	kg	
	うち3年以上の複数年契約対象加工用米(28～)	kg	a m	kg	a m	kg	
	備蓄米③	kg	a m	kg	a m	kg	
	合 計		a m		a m		

※①及び②については「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に基づく契約数量等を記載すること。

戦略作物等関係(水田活用の直接支払交付金対象農地のみ該当)					
対象作物		基幹作物作付面積		二毛作作付面積	
麦		a	m	a	m
大豆		a	m	a	m
飼料作物(除くWCS用稲)		a	m	a	m
うち青刈り稲(※)		a	m	a	m
上記以外の飼料作物		a	m	a	m
加工用米		a	m	a	m
WCS用稲		a	m	a	m
米粉用米		a	m	a	m
出荷・販売数量(数量払い対象)			玄米	kg	
			もみ	kg	
飼料用米(生もみ除く)		a	m	a	m
出荷・販売数量(数量払い対象)			玄米	kg	
			もみ	kg	
飼料用米(生もみ)		a	m	a	m
水稻作付面積		a	m		
差し引き面積		a	m		
産地交付金関係(水田活用の直接支払交付金対象農地のみ該当)					
対象作物		基幹作物作付面積		二毛作作付面積	
そば		a	m	a	m
なたね		a	m	a	m
多収品種	米粉用米	a	m		
	飼料用米	a	m		
新市場開拓用米		a	m		
3年以上の複数年契約対象加工用米(28～)		a	m		
畑地転換面積		a	m		

※ 青刈り稲には、飼料作物以外のわら専用稲等を含む。

記入欄

08101000000000101

農水太郎

（地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長） 殿

農業者名 ㊟
住 所
電 話

区分管理計画書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号農林水産省生産局長通知）別紙 1 の第 4 の 2 の規定に基づき、下記のとおり提出します。

なお、出荷の際は、2 に掲げるほ場からの全収穫量を出荷するとともに、他のほ場から生産された米を混入して加工用米（または新規需要米）として出荷しないことを誓約します。

記

1 区分管理の種類と具体的な内容

☐	(1) 多収品種を作付ける。(品種名：)
☐	(2) 多収品種以外の品種であって主食用米として出荷する品種と異なる品種を作付ける。(品種名：)
☐	(3) 主食用米として出荷する品種と同一の品種を作付け、生産段階で主食用米の生産と差異をつける。
☐	(ア) 多収に向けた技術や生産資材を用いる。
☐	(イ) -① 省力化栽培（②以外）を行う。 (具体的内容：)
☐	(イ) -② 生産性ないし収量が低いほ場で取り組む。
☐	(ウ) その他 (具体的内容：)

※該当する項目にチェックを付すこと。

2 区分管理を行うほ場の所在・地番と面積

所在・地番	面積（㎡）

別紙様式第 3－2 号の 1

年 月 日

農林水産省政策統括官

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

全国生産出荷団体

地域流通農業者

住 所

氏 名

電 話

印

平成○年産加工用米の取組計画認定申請書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号農林水産省生産局長通知）別紙 1 の第 5 の 1 の規定に基づき、加工用米取組計画を下記のとおり申請します。

記

1 取組計画

(1) 生産計画

種 類 ※1	品 種 ※2	数 量 (玄米kg)	単 収	面 積 (㎡)	出荷方式 ※3
計					

※1：うるち米、もち米別を記載（以下同じ。）

※2：多収品種で取り組む場合は具体的な品種名を記入し、その他の品種で取り組む場合は品種名又は「その他」と記入すること。

※3：区分管理方式による出荷の場合は「区分」と、一括管理方式による出荷の場合は「一括」と記入すること。

(注) 全国生産出荷団体、都道府県生産出荷団体及び認定方針作成者が申請する場合は、品種欄、単収欄及び出荷方式欄は省略できる。

(2) 販売計画

種 類	使 途 ※1	加工用米需要者団体等		数 量 (玄米kg)	態 様 ※2	複数年 契約 の有無
		都道府県	名 称			

※1：清酒用、焼酎、加工米飯、味噌等調味料、米穀粉、米菓、包装もち、その他別を記載。

※2：丸玄米・精米・変形加工等を記載。

2 横流れ防止のためにとるべき措置等

(1) 横流れ防止の処理方法

(とう精・破碎のほか、具体的な処理方法を記載)

(2) 横流れ防止の処理を行う者

(生産者側・需要者側・その他の実施者の名称及び住所、電話番号を記載)

(3) ふるい下米や規格外等の低品位米が生じた際の用途、販売先等

(取組主体等で低品位米が生じた場合)

(需要者等で低品位米が生じた場合)

3 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称

(注) 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称を記載(全国生産出荷団体及び都道府県生産出荷団体が申請する場合は省略できる。)

(別添資料等)

1 販売契約等の状況が分かる次のいずれかの書類

① 販売契約書の写し

② 加工用米需要者団体等別の購入計画書(別紙様式第3-3号)

③ 買取販売事業者の販売を行う場合にあっては買取販売要領第2の規定に基づき提出した販売承認申請書(別記様式第1号)及び用途限定米穀に関する誓約書(別記様式第2号)並びに買取販売要領第4の規定に基づき受領した承認通知書(別記様式第3号)の写し

④ 自家加工農業者にあっては加工用米自家加工販売計画書(別紙様式第3-4号)

2 加工用米の取扱状況(別紙様式第3-5号)

3 加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等(別紙様式第3-6号)

4 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体が取組主体となる場合にあっては加工用米団体間集荷計画書(別紙様式第3-7号)

5 その他()

(注) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

番 号
年 月 日

殿

農林水産省政策統括官 ㊤
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

加工用米認定結果通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった、平成〇年産加工用米の取組計画について、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号農林水産省生産局長通知）別紙 1 の第 5 の 2 の規定に基づき、下記のとおり認定することとしたので、加工用米適正流通の確保を図るため、定められた用途以外の用途として流通することのないよう、主食用米等の他の用途の米穀と明確に区分・管理の上、出荷するよう適切な取組をお願いします。

記

- 1 平成〇年産加工用米認定数量： 玄米kg
 - 2 平成〇年産加工用米認定面積： m²
 - 3 出荷方式：
- ※ その他、農政局長等が特に必要と認めた項目を追加

【添付書類】

適正流通に関する啓発資料

年 月 日

殿

加工用米需要者団体等
住 所
氏 名

㊞

平成〇年産加工用米購入計画書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第5の1の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 購入計画（見込）

種 類	態 様	使 途	数 量 （玄米kg）	態様別数量（実kg）
計				

- （注1）：種類はうるち米・もち米別、態様は丸玄米・精米・変形加工等を記載すること。
- （注2）：態様が丸玄米以外の場合は、購入を希望する態様別の数量を記載すること。
- （注3）：使途は、清酒用、焼酎、加工米飯、味噌等調味料、米穀粉、米菓、包装もち、その他別を記載。
- （注4）：構成員を有する加工用米需要者団体の場合、「1 購入計画（見込）」に準じて組合員別の内訳を添付すること。
- （注5）：購入計画数量は、他の取組計画との購入計画と重複させないこと。
- （注6）：加工用米販売契約書の写しを提出する場合は、本購入計画書の提出は要しない。

2 購入希望時期

平成○年産加工用米（新規需要米）自家加工販売計画書

自家加工農業者

住 所

氏 名

印

1 製品の加工販売計画

製 品	製品の年間販売 計画数量 (kg、℔等)	原料米穀の 使用数量 (kg)	うち、自ら生産 する加工用米（新規 需要米）数量 (kg)
合 計			

（注1）製品の年間販売計画数量欄には、製品の内容量の単位（例：kg、℔等）を記載。

（注2）原料米穀の使用数量は、他者から購入して使用する場合等の数量も含める。

2 製品の販売形態

（自社店頭販売、直売所、インターネット等注文販売等）

3 製品の主な販売先

（一般消費者、卸・小売店、スーパー等）

（添付書類）前年度製品販売実績が確認できる資料

年 月 日

加工用米の取扱状況

全国生産出荷団体

地域流通農業者

住 所

氏 名

(単位：玄米kg)

	計	種 類 別		備考
		うるち米	もち米	
○年6月末在庫 ①				
前年産の 生産集荷数量 ②				
供給量計 ③＝①＋②				
販売実績 ④				
○年6月末在庫 ⑤＝③－④				
生産予定数量 ⑥				
供給量計 ⑦＝⑤＋⑥				
販売計画 ⑧				
○年6月末在庫 ⑦－⑧				

(注) 6月末在庫、販売実績及び販売計画が複数年産ある場合は、備考欄にその内訳を記載する。

平成○年産加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等

- 1 加工用米需要者団体等名：
 2 使途名：（該当する主な使途に○を付すこと。）
 （ 清酒用 焼酎 加工米飯 味噌等調味料 米穀粉 米菓 包装もち その他 ）
 3 当年産の加工用米の仕入先が複数の場合の仕入先：（該当するもの全てに○を付すこと）
 （ 加工用米全国需要者団体 加工用米需要者団体 その他 ）
 4 原料の仕入状況等

（単位：実kg）

年 度	種 類	年 産	原料の使用実績及び仕入状況（4月～3月）						
			主食用米	加工用米		くず米	外国産 (MA米)	その他	③を 除く計
			①	②	③ 玄米kg	④	⑤	⑥	
前年度	うるち米								
使用実績	もち米								
○年度 仕入計画	うるち米	前年産以前計							
		当年産仕入計画							
		取組主体より							
		他者より							
		合 計							
	もち米	前年産以前計							
		当年産仕入計画							
		取組主体より							
		他者より							
		合 計							

- （注1） 前年度使用実績は、年産別の記入は省略し、前年産以前の使用実績の合計を記入することができる。
 （注2） 複数年産の原料を使用又は仕入予定の場合、前年産以前の合計と当年産に区分の上、記載する。
 （注3） 当年産の加工用米の仕入先が複数の場合は、「当年産仕入計画」欄の以外の数字は同じ値を記入すること。

加工用米団体間集荷計画書

全国生産出荷団体
都道府県生産出荷団体
住 所
氏 名

単位：m²、kg（玄米換算）

都道府県	認定方針作成者名 (※1)	種類 (※2)	生産予定数量	単収 (※3)	生産予定面積 (※4)
計 (※5)					

※1 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体と出荷契約を行った認定方針作成者別に記入すること。

※2 うるち米又はもち米のいずれかを記入すること。

※3 本要領別紙1の第5の2の(3)により設定した単収を記入すること。

※4 生産予定面積は、生産予定数量を単収(※3)で除したものと整合していること。

※5 県ごとに、種類別の小計欄を設けること。

番 号
年 月 日

地域農業再生協議会の代表者 殿

（ 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 ）

平成○年産加工用米取組計画認定結果通知書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第5の3の規定に基づき、別添のとおり通知します。

【添付書類】

取組計画の写し等、農業者等の取組内容（農業者毎の生産予定面積、数量等）が分かる書類

農林水産省政策統括官 殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

平成〇年産加工用米取組計画認定結果報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第5の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1 認定面積

単位:㎡

都道府県	地域流通農業者分			全国生産出荷団体分									合 計		
				全農系統			全集連系統			計					
	うるち	もち	計	うるち	もち	計	うるち	もち	計	うるち	もち	計	うるち	もち	計
合 計															

2 認定数量

単位:kg

都道府県	地域流通農業者分			全国生産出荷団体分(※)									合 計		
				全農系統			全集連系統			計					
	うるち	もち	計	うるち	もち	計	うるち	もち	計	うるち	もち	計	うるち	もち	計
合 計															

※ 全国生産出荷団体分は、各取組農業者の生産予定数量を積み上げて算出すること。(よって、本省が認定した数量と異なる場合がある。)

3 用途別数量(地域流通農業者分)

(1)うるち

単位:kg

都道府県	清酒用	焼酎	加工米飯	味噌等調味料	米穀粉	米菓		その他	計
合 計									

(2)もち

単位:kg

都道府県	清酒用	焼酎	加工米飯	味噌等調味料	米穀粉	米菓	包装もち	その他	計
合 計									

4 出荷方式別面積、取組農業者数等(地域流通農業者分及び全国生産出荷団体分)

都道府県	出荷方式別面積(m ²)			品種別面積(m ²)			加工用米取組農業者数	
	一括管理	区分管理	計	多収品種	一般品種	計	うち、地域流通農業者分	
							申請 件数	認定 件数
合 計								

(注)電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

農林水産省政策統括官
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

全国生産出荷団体
地域流通農業者
住所
氏名
電話
印

平成○年産加工用米の取組計画変更承認申請書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第5の4の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 取組計画を変更する理由

※ 当初計画どおり販売できない事由を具体的に記入するとともに、これを裏付ける資料を添付すること。

2 取組計画の変更点

	加工用米需要者団体等	種類	数量(玄米kg)	使途	態様
変更前					
変更後					

※ 上記以外の変更点があれば別紙として添付すること。

【添付書類】

- ・ 新たな加工用米需要者団体等の購入計画書(別紙様式第3－3号)
- ・ 新たな加工用米需要者団体等の原料用米の仕入状況等(別紙様式第3－6号)
- ・ 加工用米需要者の施設形態、製品の日産製造能力規模及び設備の内容等、政策統括官又は地方農政局長等が特に必要と認める資料

.....
上記の加工用米取組計画の変更について、承認します。
承認年月日 平成 年 月 日

農林水産省政策統括官
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 印

農林水産省政策統括官
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

加工用米需要者団体等又は仲介事業者
住所
氏名 印
電話

加工用米の販売先変更承認申請書

需要応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第5の4の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 新たな加工用米需要者団体等へ販売を行う理由

※ 当初計画どおり販売できない事由を具体的に記入するとともに、これを裏付ける資料を添付すること。

2 新たな加工用米需要者団体等へ販売を行う数量

新たな加工用米需要者団体等名					
年産		種類		使途	
当初の加工用米需要者団体等の購入実績数量 ①				(玄米kg)	
当初の加工用米需要者団体等の使用予定数量 ②				(玄米kg)	
新たな加工用米需要者団体等への販売予定数量 (①－②) ③				(玄米kg)	

3 取組計画の取組主体における確認の有無 (有 ・ 無)

【添付書類】

- 新たな加工用米需要者団体等の購入計画書(別紙様式第3－3号)
- 新たな加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等(別紙様式第3－6号)
- 加工用米需要者の施設形態、製品の日産製造能力規模及び設備の内容等、政策統括官又は地方農政局長等が特に必要と認める資料

.....
上記の加工用米の販売先の変更について、承認します。
承認年月日 平成 年 月 日

農林水産省政策統括官
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 印

地域農業再生協議会の代表者
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

認定方針作成者
住 所
氏 名
電 話
④

平成○年産加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第6の1の規定に基づき、加工用米出荷契約数量、生産予定面積等を、下記のとおりお知らせします。

記

（地域農業再生協議会名： ）

取組 番号 ※1	農業者名等			種類 ※3	品種 ※4	多収 ※5	加工用米出荷契約等の内容					
	住所	氏名又は名称	農業者 コード ※2				出荷契約 数量等 (玄米kg)	単収 (kg/10a) ※6	生産予 定面積 (㎡) ※7	出荷 方式 ※8	態様 ※9	複数年 契約 の有無
計	—	—	—	—	—					—		

- （※1）通し番号を付すこと。なお、同一農業者が、複数の種類、品種の加工用米に取り組む場合は、それぞれ別の行に分けて（別の通し番号を付して）記入すること。
- （※2）経営所得安定対策等における「交付申請者管理コード」を記入すること。
- （※3）うるち米又はもち米のいずれかを記入すること。
- （※4）多収品種で取り組む場合は具体的な品種名を記入し、その他の品種で取り組む場合は品種名又は「その他」と記入すること。
- （※5）多収品種を用いる場合は○を付すこと。
- （※6）本要領別紙1の第5の2の（3）により設定した単収を記入すること。
- （※7）区分管理方式による出荷の場合は「区分」と、一括管理方式による出荷の場合は「一括」と記入すること。
- （※8）丸玄米・精米・変形加工等を記載。

- （注1）認定方針作成者にあつては、報告に当たり、電子ファイルも提出すること。
- （注2）電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

年 月 日

地域農業再生協議会の代表者
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

氏名又は団体名 印
住 所
電 話

平成○年産加工用米団体間出荷計画数量報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成 2 6 年 4 月 1 日付け 2 5 生産第 3 5 7 8 号農林水産省生産局長通知）別紙 1 の第 6 の 1 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

単位：kg

出荷先（※ 1）	種類（※ 2）	出荷計画数量

（※ 1）全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体の名称を記入すること。
（※ 2）うるち米又はもち米のいずれかを記入すること。
（注）全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体に出荷を行う者のみ作成、報告すること。

年 月 日

農林水産省政策統括官
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

全国生産出荷団体
地域流通農業者
住 所
氏 名 ㊞

平成〇年産加工用米販売契約締結結果報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第6の2の規定に基づき、加工用米販売契約締結結果を下記のとおり報告します。

記

種 類	加工用米需要者団体等の名称及び販売契約数量					
	使途	都道府県名	名 称	態様	数 量 (実kg)	(玄米kg)

- (注1) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。
- (注2) 販売契約書の写しを添付すること。
- (注3) 「種類」欄は、うるち米・もち米別を記載。
- (注4) 「使途」欄は、清酒用・焼酎・加工米飯・味噌等調味料・米穀粉・米菓・包装もち・その他別を記載。
- (注5) 「態様」欄は、丸玄米・精米・変形加工等を記載。
- (注6) 「数量」欄は、販売契約数量を変更した場合は変更後の数量を記入すること。ただし、加工用米取組計画の認定申請において加工用米販売契約書の写しを提出しており、販売契約数量に変更がない場合にあっては、本報告書及び加工用米販売契約書の写しの提出は要しない。
- (注7) 販売契約を行った需要者が単一であって、既に報告を行っている別紙様式第3-14号「加工用米生産集出荷数量一覧表」で当該需要者との変更後の契約締結数量が確認できる場合は、当該報告を省略できる。

地域農業再生協議会の代表者
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

認定方針作成者
農業者
住 所
氏 名
電 話
⑩

平成○年産加工用米生産集出荷数量一覧表

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第7の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

（地域農業再生協議会名： ）

取組 番号	農業者名等		種類	当初出荷 契約等数 量	単収	生産 面積	出荷契約数量及び販売契約数量の変更 ※2				変更後出 荷契約等 数量	⑧を30kg 換算個単 位に調整 する場合 の変更後 出荷契約 等数量	出荷（売 渡）数量
	氏名又 は名称	農業者 コード					A：作柄変 動が生じ た場合	B：自然災害等により減収		C：区分 管理方式 の場合			
								全ての水稻 作付面積	減収量				
※1	※1	※1	※1	(玄米kg) ① ※1	(kg/10a) ② ※1	(㎡) ③ ※1	補正率 ④	(㎡) ⑤	(kg) ⑥	(玄米kg) ⑦	(玄米kg) ⑧ ※3	(玄米kg) ⑨ ※4	(玄米kg) ⑩
							/						
							/						
計	—	—	—		—	—	—	—	—	—			

（※1）別紙様式第3-11号の加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表と整合すること。
（※2）出荷契約数量等を変更する場合は、A～Cのいずれかを選択し、必要事項を記入すること。また、作柄変動が生じた場合の補正率は「作柄表示地帯の単収／作柄表示地帯の平年単収」を記入し、全収穫量が把握できた場合の変更又は自然災害等により減収した場合の変更を行う場合にあっては、全収穫量や減収量が確認できる書類を添付すること。
（※3）変更を行わない場合は①を、Aを選択した場合は①×④と①の間の任意の数値を、Bを選択した場合は①－③／⑤×⑥を、Cを選択した場合は⑦を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行った場合においては変更後の数量を記入すること。
（※4）30kg換算個単位に調整した際に生ずる端数については、切り上げ又は切り捨てにより整理すること。ただし、切り捨てにより当該農業者の出荷数量が零となる場合は、切り上げによる端数の整理のみ選択できる。
（注1）認定方針作成者にあっては、報告に当たり、電子ファイルも提出すること。
（注2）電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

番 号
年月日

農林水産省政策統括官 殿

（ 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 ）

平成○年産加工用米生産集出荷数量一覧表

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第7の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

（単位：玄米kg）

県 名	種 類	認定面積（㎡）①		当初 出荷契約等 数量	変更後 出荷契約等 数量	出荷（売渡） 数量 ②	平均単収 （kg/10a） ②/①×1000
		当 初	変更後				
都道府県計							
都道府県計							

（注）1 「種類」欄は、うるち米又はもち米のいずれかを記載すること。
2 「認定面積の当初」欄は、9月15日公表時点の面積を、「認定面積の変更後」欄は公表後に変更等があった場合に記載すること。
3 「平均単収」欄は、「認定面積の変更後」欄に記載がある場合は変更後により算出すること。

農林水産省政策統括官
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

全国生産出荷団体
地域流通農業者
仲介事業者
加工用米全国需要者団体
加工用米需要者団体
住 所
氏 名



加工用米売渡実績報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

第 四半期（〇年〇月～〇年〇月）分

購入先名	年産	種類	態様	購入数量 (実kg)	売渡先		委託とう 精業者名	売渡数量		備考
					都道府県名	名称		(実kg)	(玄米kg)	
合 計										

- （注1）電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。
- （注2）種類はうるち米・もち米別、態様は丸玄米・精米・変形加工等を記入すること。
- （注3）委託とう精を行う場合は、「委託とう精業者名」欄に名称を記載すること。
- （注4）「購入先名」及び「購入数量」欄については、全国生産出荷団体及び地域流通農業者にあっては記入を要しない。
- （注5）廃棄した場合は「備考」欄にその旨と数量を記入すること。また、廃棄した数量が30kgを超える場合は廃棄したことが確認できる書類等を添付すること。

（地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長） 殿

加工用米需要者
自家加工農業者
住 所
氏 名

㊞

加工用米受払状況等報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第8の4の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

第 四半期（○年○月～○年○月）分
1 加工用米の受払状況

（単位：実kg）

種 類	年産	態様	購入状況			使用状況		次期への繰越数量 (A-B)	備考	
			前期からの繰越数量	当期の購入数量		計 (A)	使途別			当期使用数量 (B)
				購入先	数量					

(注) 1 「種類」欄は、うるち米、もち米別に記載すること。
2 「態様」欄は、丸玄米、精米、変形加工等別に記載すること。
3 「使途別」欄は、「清酒用、焼酎、加工米飯、味噌等調味料、米穀粉、米菓、包装もち、その他」を記載すること。
4 当期に購入、使用又は在庫として繰越した全ての加工用米を年産別に記入すること。
5 廃棄した場合（産業廃棄物として処理した場合を含む。）は「備考」欄にその旨と数量を記入すること。また、廃棄した数量が30kgを超える場合は廃棄したことが確認できる書類等を添付すること。

2 加工用米使用製品の製造及び出荷の状況

使 途	製 品 名	単 位 (C)	製品製造状況 ((C) の単位で記入)			製品出荷数量 ((C) の単位 で記入) (F)	次期への 繰越量 ((C) の単位で記入) (D+E-F)
			前期から の繰越量 (D)	当期の製造量 (E)	加工用米の 使用数量 (実kg)		

- (注) 1 「単位」欄は、「箱、袋、kg、kl」等、当該製品を管理する際の任意の単位を記入する。
2 「加工用米の使用数量」欄は、使用した米穀の数量の大きさに応じて、任意でトン単位、100kg単位等としてもよい。
3 「加工用米使用製品の製造及び出荷の状況」は、半期毎に取りまとめて報告（4～9月分、10～3月分）することができる。

〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

加工用米需要者
自家加工農業者
住 所
氏 名

㊞

加工用米受払状況等報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号農林水産省生産局長通知）別紙 1 の第 8 の 4 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 第 四半期（○年○月～○年○月）分
1 （略）
2 加工用米使用製品の製造及び出荷の状況

使 途	製 品 名	単 位 (C)	製品製造状況 ((C) の単位で記入)			製品出荷数量 ((C) の単位 で記入) (F)	次期への 繰越量 ((C) の単位で記入) (D+E-F)
			前期から の繰越量 (D)	当期の製造量 (E)			
					加工用米の 使用数量 (実kg)		

(注) 1 「単位」欄は、「箱、袋、kg、kl」等、当該製品を管理する際の任意の単位を記入する。
2 「加工用米の使用数量」欄は、使用した米穀の数量の大きさに応じて、任意でトン単位、100kg単位等としてもよい。
3 「加工用米使用製品の製造及び出荷の状況」は、半期毎に取りまとめて報告（4～9 月分、10～3 月分）することができる。

年 月 日

農林水産省政策統括官

〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

加工用米の適正流通に関する誓約書（兼用途限定米穀の用途外使用承認申請書）

私は、（全国生産出荷団体等）〇〇から買い受けた〇年産加工用米について、その全てを契約に基づく用途として使用することとし、当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

なお、加工用米の調製、変形加工、とう精等を行った際に着色米及び微細米等の副産物等が生じた場合は、〇〇用に販売又は使用することとし、当該販売に係る販売契約書の写しを遅滞なく提出します。

〔 注 1：必要に応じて記入し、販売先が決まっている場合は販売先を記入すること。
注 2：上記の用途以外に販売又は使用する場合は、用途外使用申請を行うこと。 〕

また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地方農政局等の職員が行う調査に協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号農林水産省生産局長通知）別紙 4 に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

（加工用米需要者団体等）

（仲介事業者）

住所

氏名 _____ ㊞

（注）当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙 4 を保管すること。

年 月 日

農林水産省政策統括官

〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

加工用米の適正流通に関する誓約書（とう精等の委託契約分）

私は、（加工用米需要者団体等又は全国生産出荷団体等）〇〇とのとう精等変形加工の委託契約に基づき、変形加工後の米穀を当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地方農政局等の職員が行う調査に協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号農林水産省生産局長通知）別紙 4 に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

（委託とう精業者等）

住所 _____

氏名 _____ ㊞

（注）当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙 4 を保管すること。

殿

電話番号



需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第4の1の規定に基づき、下記のとおり申請します。

1 用途（本要領別紙2の第2に定める用途）：【 】

(具体的な取組内容)

(注) W C S用稲に取り組む場合は、ロールの大まかなサイズ、重量を記入すること。
例：「直径〇〇cm×厚さ〇〇cm、1ロール当たり〇〇kg」

(1) 生産計画

種 類 ※1	品 種 ※2	数 量 (玄米kg) ※3	単 収	面 積 (㎡)	出荷方式 ※4
計					

※4：区分管理方式による出荷の場合は「区分」と、一括管理方式による出荷の場合は「一括」と記入すること。

(注) 全国生産出荷団体、都道府県生産出荷団体、認定方針作成者及び農業者団体が申請する場合は、品種欄、単収欄及び出荷方式欄は省略できる。

(2) 販売計画

種 類	需要者等名 ※1		態様 ※2	数 量 (玄米kg)
	都道府県	名 称		
計				

※1：仲介事業者が介在する場合は、仲介事業者名及び当該仲介事業者を介して購入する需要者名を別行に記入すること。

また、買取販売事業者に販売する場合は当該買取販売事業者名を記入すること。

※2：生もみ・乾もみ・玄米・精米・ロール等、需要者等に引き渡す際の態様を記入すること（販売契約書の態様と一致すること。）。

4 適正流通に関する事項（主食用途流通防止の措置）

(1) 具体的な措置

--

(2) ふるい下米や規格外等の低品位米が生じた際の用途、販売先等

(取組主体等で低品位米が生じた場合)

(需要者等で低品位米が生じた場合)

5 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称

--

(注) 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称を記載。（全国生産出荷団体及び都道府県生産出荷団体が申請する場合は省略できる。）

【添付書類】

1 販売契約の状況が分かる以下のいずれかの書類

(1) 需要者等との販売契約書の写し（別紙様式第4－4号）

(2) 買取販売事業者に販売を行う場合にあっては買取販売要領第2の規定に基づき提出した販売承認申請書（別記様式第1号）及び用途限定米穀に関する誓約書（別記様式第2号）並びに買取販売要領第4の規定に基づき受領した承認通知書（別記様式第3号）の写し

(3) 自ら利用又は販売する場合にあっては新規需要米自家加工販売計画書（別紙様式第3－4号）

(4) 申請時まで需要者等との販売契約書を締結できない場合にあっては新規需要米販売計画書等

2 農業者等及び需要者等が作成した適正流通に関する誓約書（別紙様式第4－5号の1、別紙様式第4－5号の2、別紙様式第4－6号）

3 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体が取組主体となる場合は新規需要米団体間集荷計画書（別紙様式第4－8号）

4 その他認定に必要な書類

地域農業再生協議会の代表者
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

認定方針作成者
住 所
氏 名
電 話



平成〇年産新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第4の1の規定に基づき、新規需要米販売契約数量、生産予定面積等を、下記のとおりお知らせします。

記

（地域農業再生協議会名： ）

（用途※1： ）

取組 番号 ※2	農業者名等			種類 ※4	品種 ※5	多収 ※6	新規需要米販売契約等の内容				態様 ※9
	住所	氏名又は 名称	農 業 者 コード ※3				販売契約 数量等 （玄米kg）	単収 （kg/10a） ※7	生産予 定面積 （m ² ）	出荷 方式 ※8	
計	—	—	—	—	—	—		—		—	—

- （※1）本要領別紙2の第2に定める次の用途のいずれかを記入し、別業とすること。（「飼料用」、「米粉用」、「WCS用」、「青刈り稲用」、「新市場開拓用」）
- （※2）通し番号を付すこと。なお、同一農業者が、複数の種類、品種の新規需要米に取り組む場合は、それぞれ別の行に分けて（別の通し番号を付して）記入すること（農業者ごとの小計は記入しない）。
- （※3）経営所得安定対策等における「交付申請者管理コード」を記入すること。
- （※4）うるち米、もち米又は醸造用のいずれかを記入すること。
- （※5）多収品種で取り組む場合は具体的な品種名を記入し、その他の品種で取組む場合は品種名又は「その他」と記入すること。
- （※6）多収品種を用いる場合は○を付すこと。
- （※7）単収は、本要領別紙1の第5の2の（3）により設定した単収を記入すること。
- （※8）区分管理方式による出荷の場合は「区分」と、一括管理方式による出荷の場合は「一括」と記入すること。
- （※9）生もみ・乾もみ・玄米・精米・ロール等、需要者等に引き渡す際の態様を記入すること。（販売契約書の態様と一致すること）
- （注1）認定方針作成者にあつては、報告に当たり、電子ファイルも提出すること。
- （注2）電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

年 月 日

地域農業再生協議会の代表者

〔 地方農政局長

北海道農政事務所長

内閣府沖縄総合事務局長

〕 殿

氏名又は団体名

住 所

電 話

㊞

平成○年産新規需要米団体間出荷計画数量報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号農林水産省生産局長通知）別紙 2 の第 4 の 1 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

（単位：玄米kg）

出荷先（※1）	用途（※2）	種類（※3）	出荷計画数量

（※1）全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体の名称を記入すること。

（※2）本要領別紙 2 の第 2 に定める次の用途のいずれかを記入し、別葉とすること。（「飼料用」、「米粉用」、「WC S 用」、「青刈り稲用」、「新市場開拓用」）

（※3）うるち米、もち米又は醸造用のいずれかを記入すること。

（注）全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体に出荷を行う者のみ作成、報告すること。

別紙様式第4－4号

新規需要米の販売等に関する契約書

(農業者)〇〇(以下「甲」という。)と(需要者等)〇〇(以下「乙」という。)は、甲が生産する平成〇年産の新規需要米(〇〇用。以下同じ。)について、以下のとおり、契約を締結する。

- 1 甲は、平成〇年産の新規需要米〇〇トン(作柄の状況等による生産量の増減に応じ、契約数量も変動する。)を、乙に対し、〇年〇月〇日までに引き渡すものとする。

種 類：☐うるち米 ☐もち米 ☐醸造用

品 位：☐〇〇〇以上の品位 ☐定めない

引渡時の態様：☐玄米 ☐精米 ☐もみ ☐その他()

販売契約数量： 実kg

- 2 乙は、1により引渡しを受けた新規需要米の全てを、〇〇用として用いるものとする。

- 3 違約金について

- (1) 取引を履行できない場合

甲または乙の都合により、本契約に基づく契約数量について取引を履行できない(作況変動による減少は除く)場合は、不履行分について60kg(または10a)当たり〇〇円の違約金を甲または乙に支払う。

- (2) 目的外使用が行われた場合

乙が甲から買い受けた新規需要米について、2以外の用途に使用(用途外使用の承認を受けた場合を除く)した場合、当該数量について、60kg(または10a)当たり〇〇円の違約金を甲に支払う。

この契約の成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有するとともに、地方農政局等に写しを提出するものとする。

また、これに合わせて、甲及び乙は、別添の誓約書を作成し、記名押印の上、地方農政局等に提出するものとする。

平成〇年〇月〇日

甲 住 所：

氏 名：

電話番号：

印

乙 住 所：

氏 名：

電話番号：

印

(注) 1 複数者間による契約の締結が必要な場合は、その実態に即して、様式を適宜変更しても差し支えない。

2 販売契約数量は、WCS用稲、青刈り稲・わら専用稲については、ロール数、重量(トン)又は束数等により記載すること。

年 月 日

平成○年産新規需要米販売計画書

農業者等
住 所
氏 名
電話番号

印

○取組計画申請時点の販売計画

種 類	販売を予定 している 需要者名 及び住所	数量（kg）	① 販売契約書が提出できない理由 ② 販売予定時期 ③ 仲介業者等が存在する場合の流通経路等 ④ その他、特記事項

（注）需要者が決定した際は、速やかに販売契約書等を締結し、販売を行うまでに必ず当該契約書の写し及び需要者等が作成した誓約書を地方農政局等に提出すること。

平成 年 月 日

農林水産省政策統括官
〔地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

新規需要米の適正出荷に関する誓約書

私は、新規需要米の出荷に当たり、下記のとおり取組計画に基づいた適正な出荷を行うことを誓約します。

また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地方農政局・地域農業再生協議会等の職員が行う調査に協力します。

万一、この誓約書に違反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙4に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

記

- 1 適切な水・肥培管理を行っただうえで捨て作りをしないととも、定められた用途以外の用途として流通することのないよう、明確に区分し、出荷します。

〔子実を収穫しないWCS用稲及び青刈り稲等に取り組む場合〕
圃場を特定して作付け、適切な水・肥培管理を行っただうえで捨て作りをしないととも、その全量を定められた用途として収穫し、子実を収穫しません。
また、収穫した後は適切な管理を行うととも、その全量を確実に需要者に供給します。

- 2 飼料用・米粉用以外の用途の米からふるい下等の低品位の米穀を寄せ集め、飼料用・米粉用米として出荷しません。
- 3 取引数量に関する帳簿等を備え付け、本要領に基づき、出荷、販売数量等を報告します。

（農業者等）住 所：
氏 名： ㊟
電話番号：

（注1）当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙4を保管すること。

（注2）内容の改変を伴わない限り、取組内容に応じて様式は変更できるものとする。

（注3）2については、取り扱う新規需要米の全てが農業者等から調製済みの米穀を購入又は販売委託を受けている場合は省略することができる。

平成○年○月○日

農林水産省政策統括官
〔地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

新規需要米の適正流通に関する誓約書
(兼用途限定米穀の用途外使用承認申請書)

私は、(農業者) ○○ (又は集荷業者等○○) より買い受けた○年産新規
需要米 (○○用) について、その全てを○○用に用いることとし、当該用途
以外へ転用しないことを誓約します。

なお、新規需要米の調製、変形加工、とう精等を行った際に着色米及び微
細米等の副産物等が生じた場合は、○○用に販売又は使用することとし、当
該販売に係る販売契約書の写しを遅滞なく提出します。

〔 注 1：必要に応じて記入し、販売先が決まっている場合は販売先を記入すること。〕
〔 注 2：上記の用途以外に販売又は使用する場合は、用途外使用申請を行うこと。〕

また、取引数量に関する帳簿等を備え付け、本要領に基づき、出荷、販売
数量等を報告します。

なお、この誓約書を遵守していることを確認するため、地域農業再生協議
会・地方農政局等の職員から調査依頼があった場合には、協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進
に関する要領 (平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号農林水産省生
産局長通知) 別紙 4 に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申
し添えます。

(需要者等) 住 所：
氏 名： ㊦
電話番号：

(注 1) 当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙 4 を保管するこ
と。

(注 2) 内容の改変を伴わない限り、取組内容に応じて様式は変更できるものとする。

平成○年○月○日

農林水産省政策統括官

〔地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

新規需要米の適正流通に関する誓約書（とう精等の委託契約分）

私は、（取組主体又は需要者）○○とのとう精等変形加工の委託契約に基づき、変形加工後の米穀を当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

また、この誓約書を遵守していることを確認するために、地方農政局等の職員が行う調査に協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号農林水産省生産局長通知）別紙 4 に基づき、措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

（委託とう精業者等）

住 所：

氏 名：

電話番号：

㊞

（注）当事者は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙 4 を保管すること。

米粉用米の使用実績等整理票

自らが使用する農業者等
需要者等
住所
氏名 印

(単位：実kg)

年産	態様	契約に対する購入状況			前年度（前年4月～本年3月）の使用（在庫）状況						本年3月末 引取残数量 及び 在庫数量 ⑧=③+⑦	本年度（本年4月～来年3月）使用等予定数量				
		契約数量 ①	本年3月 までの 購入数量 ②	本年3月末 の引取残 数量 ③=①-②	前年4月当 初の 繰越数量 ④	購入数量 ⑤	⑥	使用数量		本年3月末 在庫数量 ⑦=④+⑤-⑥		本年産 契約予定 数量 ⑨	⑩	使用等予定数量		繰越予定 数量 ⑧+⑨-⑩
								使途	数量					使途別内訳		
														使途	数量	
合計																

(注) 1 使用状況は、米粉用米の取り扱いがあった場合は、「新規需要米受払状況等報告書(別紙様式第4-16号)」と合致すること。
2 「態様」欄は、粳、玄米、精米、破碎精米等を記載すること。
3 「使途別内訳」欄は、パン用、麺用、菓子用、その他の各使途ごとに数量を記載すること。
4 本年度使用予定数量は、使途毎・販売先毎の明細（別表）を添付すること。
5 繰越予定数量が、前年度と比べて大幅に増加する場合は、その理由を別紙として添付すること。

別 表

販 売 先 別 明 細

(単位：実kg)

販売先	住 所	使 途	前年度 販売実績数量	本年度 販売予定数量
計				

- (注) 1 販売先は、年間、概ね10トン以上の販売実績又は販売予定がある需要者を対象とし、10トン未満の販売先については一括して記入すること。
- 2 「使途」欄は、パン用、麺用、菓子用、その他の各用途ごとに記載すること。
- 3 「本年度販売予定数量」欄は、前年度販売実績や販売先の購入意向を踏まえて記載すること。

新規需要米団体間集荷計画書

全国生産出荷団体
都道府県生産出荷団体
住所
氏名

単位：m²、kg（玄米換算）

都道府県	認定方針作成者名 （※1）	用途 （※2）	種類 （※3）	生産予定数量 （※4）	単収 （※5）	生産予定面積 （※6）
計（※7）						

- ※1 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体と出荷契約を行った認定方針作成者別に記入すること。
- ※2 本要領別紙2の第2に定める次の用途のいずれかを記入し、別葉とすること。（「飼料用」、「米粉用」、「WCS用」、「青刈り稲用」、「新市場開拓用」）
- ※3 種類欄は、うるち米、もち米、醸造用別に記入すること。
- ※4 生産予定数量は、WCS用稲、青刈り稲については、ロール数、重量（トン）又は束数等により記入すること。
- ※5 本要領別紙1の第5の2の（3）により設定した単収とし、複数ある場合は地域（市町村等）の主たる単収を記入すること。
- ※6 生産予定面積は、生産予定数量を単収（※5）で除したものであること。
- ※7 県毎に、種類別の小計欄を設けること。

番 号
年 月 日

殿

農林水産省政策統括官 ㊤
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

新規需要米認定結果通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった、平成〇年産新規需要米取組計画について、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号農林水産省生産局長通知）別紙 2 の第 4 の 2 の規定に基づき、下記のとおり認定することとしたので、新規需要米の適正流通の確保を図るため、定められた用途以外の用途として流通することのないよう、主食用米等の他の用途の米穀と明確に区分し、管理の上出荷するとともに、ふるい下等の低品位の米穀を寄せ集めて出荷しないよう適切な取組をお願いします。

記

- 1 平成〇年産新規需要米認定数量： 玄米kg
- 2 平成〇年産新規需要米認定面積： m²
- 3 用途：
- 4 出荷方式：
- 5 品種名（多収品種で取組む場合）：
（注）その他、農政局長等が特に必要と認めた項目を追加

【添付書類】

適正流通に関する啓発資料

（注）認定数量は、WCS 用稲、青刈り稲については、ロール数、重量（トン）又は束数等により記載すること。

別紙様式第4－10号

番 号
年 月 日

地域農業再生協議会の代表者 殿

〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 ㊟

新規需要米認定結果通知書

平成○年産新規需要米取組計画について、別添のとおり認定をしたので、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第4の3の規定に基づき通知します。

【添付書類】

取組計画の写し等、農業者等の取組内容（農業者ごとの生産予定面積、数量等）が分かる書類

農林水産省政策統括官 殿

（ 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

新規需要米取組計画認定結果報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙2の第4の3の規定に基づき、下記のとおり認定結果を報告します。

記

1 認定面積(地域流通農業者分及び全国生産出荷団体分)

単位:㎡

都道府県	飼料用米				米粉用米				バイオ用米	輸出用		酒造用		WCS	青刈り			その他	計
	地域流通 農業者分	全国生産 出荷団体分	連携計画	計	地域流通 農業者分	全国生産 出荷団体分	連携計画	計		地域流通 農業者分	全国生産 出荷団体分	地域流通 農業者分	全国生産 出荷団体分						

※ 飼料用米、米粉用米、WCS用等に供する多収品種の種子を認定した場合は、各々の用途に含めて報告すること。(以下、2も同じ)

2 認定数量(地域流通農業者分及び全国生産出荷団体分)

単位:玄米kg

都道府県	飼料用米				米粉用米				バイオ用米	輸出用		酒造用						その他	計
	地域流通 農業者分	全国生産 出荷団体分	連携計画	計	地域流通 農業者分	全国生産 出荷団体分	連携計画	計		地域流通 農業者分	全国生産 出荷団体分	地域流通 農業者分	全国生産 出荷団体分						

※ 全国生産出荷団体分は、各農業者の生産予定数量を積み上げて算出すること。(よって、本省が認定した数量と異なる場合がある。)

3 出荷方式、品種別面積(地域流通農業者分及び全国生産出荷団体分)

都道府県	出荷方式別面積						飼料用米の品種別面積			
	飼料用米			米粉用米			多収品種 (特認除く)	特認品種	一般品種	計
	一括管理	区分管理	計	一括管理	区分管理	計				
合 計										

(注)1の面積と整合すること。

4 認定件数(地域流通農業者分のみ)

都道府県	飼料用米	米粉用米	バイオ用米	輸出用	酒造用	WCS	青刈り			その他
合 計										

5 取組農業者数(地域流通農業者分及び全国生産出荷団体分)

都道府県	飼料用米	米粉用米	バイオ用米	輸出用	酒造用	WCS	青刈り			その他
合 計										

(注) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

年 月 日

農林水産省政策統括官
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

農業者等
住 所
氏 名 ㊞

平成〇年産新規需要米変更後販売契約数量報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第4の5の規定に基づき、新規需要米の変更後の販売契約数量について下記のとおり報告します。

記

用 途	種 類	需要者等の名称及び変更後の販売契約数量				
		都道府県名	名 称	態様	数 量 (実kg)	(玄米kg)

- （注1） 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。
- （注2） 用途欄は、本要領別紙2の第2に定める次の用途のいずれかを記入すること。（「飼料用」、「米粉用」、「WCS用」、「青刈り稲用」、「新市場開拓用」）
- （注3） 種類欄は、うるち米、もち米、醸造用のいずれかを記入すること。
- （注4） 販売契約を行った需要者が単一であって、既に報告を行っている別紙様式第4-13号「新規需要米生産集出荷数量一覧表」で当該需要者との変更後の販売契約数量が確認できる場合は、当該報告を省略できる。

地域農業再生協議会の代表者
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

認定方針作成者
農業者団体
農業者
住所
氏名
電話

㊦

平成〇年産新規需要米生産集出荷数量一覧表

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第5の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

（用途： ）

（地域農業再生協議会名： ）

取組 番号	農業者名等		種類	当初出荷 契約等 数量	単収	生産 面積	出荷契約数量及び販売契約数量の変更 ※2				変更後 出荷契約 等数量	⑧を30kg 換算個単 位に調整 する場合 の変更後 出荷契約 等数量	出荷 (売渡) 数量	W C S の ロ ー ル の サ イズ等
	氏名又 は名称	農業者 コード					A：作柄変 動が生じ た場合 補正率	B：自然災害等によ り減収		C：区分 管理方式 の場合 収穫量				
								全ての水 稲作付面 積	減収量					
※1	※1	※1	※1	(玄米kg) ① ※1	(kg/10a) ② ※1	(㎡) ③ ※1	④	(㎡) ⑤	(kg) ⑥	(玄米kg) ⑦	(玄米kg) ⑧ ※3	(玄米kg) ⑨ ※4	(玄米kg) ⑩	※5
							/							
							/							
計	—	—	—		—	—	—	—	—	—				

（※1）別紙様式第4－1号及び別紙様式第4－2号の新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表と整合すること。

（※2）販売契約数量等を変更する場合は、A～Cのいずれかを選択し、必要事項を記入すること。また、作柄変動が生じた場合の補正率は「作柄表示地帯の単収／作柄表示地帯の
平年単収」を記入し、全収穫量が把握できた場合の変更又は自然災害等により減収した場合の変更を行う場合にあっては、全収穫量や減収量が確認できる書類を添付すること。

（※3）変更を行わない場合は①を、Aを選択した場合は①×④と①の間の任意の数値を、Bを選択した場合は①－③／⑤×⑥を、Cを選択した場合は⑦を記入すること。また、全
収穫量が把握できた場合の変更を行った場合においては変更後の数量を記入すること。

（※4）30kg換算個単位に調整した際に生ずる端数については、切り上げ又は切り捨てにより整理すること。ただし、切り捨てにより当該農業者の出荷数量が零となる場合は、切り
上げによる端数の整理のみ選択できることとする。

（※5）WCS用稲に取組んだ場合、生産・出荷したWCSのロールの大きなサイズ、重量を記入する。（例：直径〇〇cm×厚さ〇〇cm、1ロール当たり〇〇kg）

（注1）認定方針作成者及び農業者団体にあっては、報告に当たり、電子ファイルも提出すること。

（注2）電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

（注3）WCS用稲、青刈り稲等については、ロール数、重量（トン）又は束数等により記載すること。

（注4）「粳」で出荷した場合は、出荷数量に0.8を乗じて玄米換算すること。

〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第5の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

【用途： 】 (単位：玄米kg)

県 名	種 類	品 種	認定面積 (㎡) ①		当初 販売契約等 数量	変更後 販売契約等 数量	出荷 (売渡) 数量 ②	平均単収 (kg/10a) ②/①×1000
			当 初	変更後				
都道府県計								
都道府県計								

(注) 1 「用途」欄は、本要領別紙2の第2に定める用途のうち、「飼料用」、「米粉用」、「新市場開拓用」のいずれかを記載すること。（「WCS用」「青刈り稲用」は除く。）

2 「種類」欄は、うるち米、もち米、醸造用のいずれかを記載すること。

3 「品種」欄は、「主食用」「多収」「多収（特認）」のいずれかを記載すること。

4 「認定面積の当初」欄は、9月15日公表時点の面積を、「認定面積の変更後」欄は公表後に変更等があった場合に記載すること。

5 「粃」の場合は、出荷（売渡）数量に0.8を乗じて玄米換算すること。

6 用途毎に作成すること。

7 「平均単収」欄は、「認定面積の変更後」欄に記載がある場合は変更後により算出すること。

年 月 日

〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

農業者等
仲介事業者
需要者団体等
住 所
氏 名 ㊞

新規需要米売渡実績数量報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第5の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

（用途： ）
第 四半期（○年○月～○年○月）分

購入先名	年産	種類	態様	購入数量 (実kg)	売渡先		委託とう 精業者名	売渡数量		備考
					都道府県名	名称		(実kg)	(玄米kg)	
合 計										

- （注）1 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。
- 2 委託とう精を行う場合は、「委託とう精業者名」欄に名称を記載すること。
- 3 「用途」は、本要領別紙2の第2に定める次の用途のいずれかを記入し、別葉とすること。（「飼料用」、「米粉用」、「新市場開拓用」）
- 4 「購入先名」及び「購入数量」欄については、農業者等にあつては記入を要しない。
- 5 種類はうるち米・もち米・醸造用別、態様は粳・玄米・精米・破碎精米等を記入すること。
- 6 「粳」の場合は、売渡数量に0.8を乗じて玄米換算すること。
- 7 廃棄した場合は「備考」欄にその旨と数量を記載すること。また、廃棄した数量が30kgを超える場合は廃棄したことが確認できる書類等を添付すること。

（ 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 ） 殿

自らが使用する農業者等
需要者等
住 所
氏 名

㊦

新規需要米受払状況等報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第5の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

第 四半期（○年○月～○年○月）分【用途： 1 新規需要米の受払状況等

（単位：実kg）

年産	態様	契約に対する購入状況			在庫状況							使用残 数量 ③+⑦	備考
		契約数量 ①	当期までの 購入数量 ②	取引残 ③=①-②	前期からの 繰越数量 ④	当期購入分		⑥	当期使用数量		次期への 繰越数量 ⑦=④+⑤-⑥		
						購入先	数量 ⑤		使途別内訳				
									使途	数量			
合計													

- (注) 1 報告は、新規需要米として契約し、本年4月以降に未引取分を含めて在庫数量があるもののみを対象とし、四半期に一度（4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月）とすること。
- 2 「用途」欄は、飼料用、米粉用、新市場開拓用を記載すること。
- 3 「態様」欄は、粳、玄米、精米、破碎精米等を記載すること。
- 4 「使途別内訳」欄は、用途が(1)米粉用の場合に、パン用、麺用、菓子用、その他
(2)新市場開拓用の場合に、バイオエタノール用、輸出用等の各使途ごとに数量を記載すること。
- 5 廃棄した場合は「備考」欄にその旨と数量を記載すること。また、廃棄した数量が30kgを超える場合は廃棄したことが確認できる書類等を添付すること。

2 新規需要米使用製品の製造及び出荷の状況

使 途	製 品 名	単 位 (a)	製品製造状況 ((a)の単位で記入)			製品出荷数量 (a)の単位 で記入) (d)	次期への 繰越量 ((a)の 単位で記入) (b+c-d)
			前期から の繰越量 (b)	当期の製造量(c)			
					新規需要米の 使用数量 (実kg)		
							</

- (注) 1 「単位」欄は、「箱、袋、kg、kl」等、当該製品を管理する際の任意の単位を記入する。
2 「新規需要米の使用数量」欄は、使用した米穀の数量の大きさに応じて、任意でトン単位、100kg単位等としてもよい。
3 「新規需要米使用製品の製造及び出荷の状況」は、半期毎に取りまとめて報告（4～9月分、10～3月分）することができる。

〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

自らが使用する農業者等
需要者等
住 所
氏 名

㊦

新規需要米受払状況等報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙2の第5の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

第 四半期（○年○月～○年○月）分【用途： 1（略）

2 新規需要米使用製品の製造及び出荷の状況

使 途	製 品 名	単 位 (a)	製品製造状況 ((a)の単位で記入)		製品出荷数量 ((a)の単位 で記入) (d)	次期への 繰越量 ((a)の 単位で記入) (b+c-d)
			前期から の繰越量 (b)	当期の製造量(c) 新規需要米の 使用数量 (実kg)		

(注) 1 「単位」欄は、「箱、袋、kg、kl」等、当該製品を管理する際の任意の単位を記入する。
2 「新規需要米の使用数量」欄は、使用した米穀の数量の大きさに応じて、任意でトン単位、100kg単位等としてもよい。
3 「新規需要米使用製品の製造及び出荷の状況」は、半期毎に取りまとめて報告（4～9月分、10～3月分）することができる。

農林水産省政策統括官 殿

売渡人
住 所
氏 名
電 話

㊞

農業者別引渡予定数量報告書
(平成○年産備蓄米)

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号 農林水産省生産局長通知）別紙 3 の第 6 の 3 の規定に基づき、取組農業者ごとの引渡予定数量等を、下記のとおり提出します。

記
(地域農業再生協議会名：) (○内米買契第○号)

取組 番号	農業者名等（予定）			備蓄米引渡予定数量等の内容		
	住 所	氏名 又は名称	農業者コード	出荷契約 数量等 (玄米kg)	単収 (kg/10a)	生産予定 面積 (m ²)
計	—	—	—			

- (注 1) 通し番号を付すこと。なお、同一農業者が、複数の品種の備蓄米に取り組む場合は、それぞれ別の行に分けて（別の通し番号を付して）記入すること。
- (注 2) 経営所得安定対策等における「交付申請者管理コード」を記入すること。（売渡人において、交付申請者管理コードを設定していない場合は、管轄する地方農政局に相談する。）
- (注 3) 単収は、本要領別紙 1 の第 5 の 2 の（3）により設定した単収を記入すること。
- (注 4) この報告書には、備蓄米取組農業者に係る水稻生産実施計画書の写しを添付し、7 月 10 日までに買入契約書を提出した地方農政局等に提出すること。ただし、経営所得安定対策実施要綱に基づき、経営所得安定対策等交付金に係る営農計画書の写しを地方農政局等に提出する場合は省略することができる。
- (注 5) 生産予定数量の合計は、契約数量とトン単位で一致すること。
- (注 6) 報告に当たり、電子ファイルも提出すること。（売渡人において、電子ファイルで提出できない場合は、管轄する地方農政局に相談する。）
- (注 7) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

別紙様式第5－2号

年 月 日

農林水産省政策統括官
〔 地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

売渡人
住所
氏名
電話
⑩

農業者別引渡数量報告書（平成〇年産備蓄米）

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙3の第7の1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

契約番号：〇内米買契第 号

取組 番号	農業者名等		種類	当初引渡 予定数量	単収	生産 面積	引渡数量の変更 ※2			変更後引 渡数量	⑦を30kg換 算個単位に 調整する場 合の変更後 引渡数量	出荷（引 渡）数量
	氏名又 は名称	農業者 コード					A：作柄 変 動が生じた 場合 補正率	B：自然災害等により減収				
								全ての水稻 作付面積	減収量			
		※1	※1	(玄米kg) ① ※1	(kg/10a) ② ※1	(㎡) ③ ※1	④	(㎡) ⑤	(kg) ⑥	(玄米kg) ⑦ ※3	(玄米kg) ⑧ ※4	(玄米kg) ⑨
計	—	—	—		—	—	—	—	—			

- (※1) 別紙様式第5－1号の農業者別引渡予定数量報告書（平成〇年産備蓄米）と整合すること。
- (※2) 引渡数量を変更する場合は、A又はBのいずれかを選択し、必要事項を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行う場合にあっては、全収穫量や減収量が確認できる書類を添付すること。
- (※3) 変更を行わない場合は①を、Aを選択した場合は①×④と①の間の任意の数値を、Bを選択した場合は①－③/⑤×⑥を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行った場合においては変更後の数量を記入すること。
- (※4) 30kg換算個単位に調整した際に生ずる端数については、切り上げ又は切り捨てにより整理すること。ただし、切り捨てにより当該農業者の出荷数量が零となる場合は、切り上げによる端数の整理のみ選択できることとする。
- (注1) 報告に当たり、電子ファイルも提出すること。（売渡人において、電子ファイルで提出できない場合は、管轄する地方農政局に相談する。）
- (注2) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。
- (注3) 別紙様式第5－1号により報告した農業者に変更があり、新たな農業者が加わった場合は当該農業者の水稻生産実施計画書の写しを添付すること。ただし、経営所得安定対策実施要綱に基づき、経営所得安定対策等交付金に係る営農計画書の写しを地方農政局等に提出する場合は省略することができる。